

会報

No.

151

9-2023

愛知県
高压ガス
安全協会



秀作

〔令和5年度 高圧ガス安全標語入選作品〕

高圧ガス 守ろう手順 省くな点検 あなたの意識が事故防止

高圧ガス 少しの違和感迷ったら 迷わず行こう再確認

高圧ガス 最新技術で 予知保全 変わる技術に 変わらぬ安全

今回の表紙【AichiNowフォトギャラリー】

夢・彩・発見ふじおか紅葉まつり（豊田市）

地域住民のふれあいの場として始まった「ふじおかふれあいフェスティバル」は20年以上にわたって継続されてきましたが、2005年の豊田市合併により地域の特性を出すことで地域内外に藤岡地区をPRし、集客を図ることで地域の活性化に資する、との趣旨から内容を一新し「ふじおか紅葉まつり」としました。藤岡地区には愛知県緑化センターはじめ多くの紅葉スポットがあります。地区内四地域で同時期に一斉にライトアップを行い、あわせて特産品などの出店、ステージなど盛り沢山のイベントが行われ、大勢の来場客で賑わいをみせます。



◎ ◎ 目 次 ◎ ◎

巻頭言 「高圧ガス保安活動促進週間」にむけて……………	1
経済産業省 中部近畿産業保安監督部 保安課長 成瀬 庸生	
新任のご挨拶	
愛知県高圧ガス安全協会 会長 丸本 悦造	
愛知県防災安全局長 木村 吉誠	
愛知県防災安全局防災部長 岸田 卓己	
愛知県防災安全局防災部消防保安課長 太田 吉則	
愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室長 則武 聖子	
名古屋市消防局長 半田 修広	
愛知県高圧ガス安全協会 令和5年度定時総会……………	8
◇ 第49回協会会長表彰受賞者	
◇ 栄えある受賞者へのアンケートから 優良保安監督者・優良保安従事者	
高圧ガス安全標語の選考結果について……………	17
[事業所訪問] 「顧客の課題に向き合い、顧客の視点に立った製品とサポート体制を整え、 更に安全への取組みの深化・向上を図る」……………	19
◇ 新東工業株式会社 豊川製作所	
[施設訪問その128] 「水と環境について楽しく学べる遊べる!!」……………	24
◇ メタウォーター下水道科学館あいち	
[随筆] 「和菓子シリーズ(1) 和菓子歳時記」……………	27
高圧ガス保安協会中部支部 宮地義博	
[保安関連情報]……………	33
◇ [法令解説] 高圧ガス保安法基礎シリーズ(その6) (高圧ガス保安協会広報誌「高圧ガス」より転載)	
◇ 「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」 (富山県高圧ガス安全協会発行資料より転載)	
[愛知県防災安全局及び名古屋市消防局からのお知らせ]……………	43
◇ 愛知県高圧ガス保安大会について	
◇ 愛知県内で発生確認した「事故(災害+盗難・喪失)」の概要 (令和4年4月～令和5年3月)	
[愛知県防災安全局からのお知らせ]……………	47
◇ 高圧ガス保安に関する法令等改正について	
◇ 愛知県高圧ガス移動防災講習会について	
[名古屋市消防局からのお知らせ]……………	50
◇ 届出手続きのオンライン化について	
[協会事務局だより]……………	51
◇ 入会等 ◇ 社名・事業所名・所在地名等の変更 ◇ 協会日誌	
[お知らせ]……………	53
◇ 高圧ガス消費事業所保安講習会のご案内	
◇ 水素ガス製造・消費事業所保安講習会のご案内	
◇ 令和5年度下期「保安係員」義務講習のご案内	
◇ 令和5年度下期「丙種化学特別講習・検定」のご案内	
◇ 当協会会報誌への寄稿募集のご案内	
◇ 令和4年度超低温液化ガス貯蔵消費設備(CE)の保安点検指導結果	
◇ 発行テキスト・図書類の紹介	

「高圧ガス保安活動促進週間」に向けて



経済産業省 中部近畿産業保安監督部

保安課長 成瀬 庸生

平素より、経済産業省の高圧ガス保安行政にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響の中、様々な制限ある環境におきまして、これまで高圧ガスの保安の確保に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

近年、我が国は、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和元年の房総半島台風や東日本台風、直近では管内において、今年5月石川県能登地方の地震（震度6強）、6月台風2号と梅雨前線による豪雨災害など、毎年のように大規模な自然災害が発生し、多くの人命や家屋への被害に加えてライフラインや地域の産業等に甚大な被害をもたらしました。

当地域では従来から南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていますが、自然災害は、年々激甚化・頻発化しており、今一度、様々な自然災害に対する体制の整備をお願いいたします。

令和4年の全国の高圧ガスの事故件数は、容器の喪失盗難を除いて全国で640件の事故が発生し、一昨年と同件数となっています。また、製造事業所による事故件数は依然として多く、全体の8割以上を占めており、主には冷凍事業所で発生しています。

中部監督部管内（東海北陸5県）では高圧ガス事故件数が91件発生しています。（盗難等を除く）事故の現象別では、噴出・漏えいが81件と8割以上を占めています。これらの主な事故原因は、ハード面では腐食管理不良、ソフト面では誤操作・誤判断に起因する事故が多く、これらは設備の老朽化による維持管理不足や、人材不足・技術伝承の問題が大きく影響していると考えられます。

引き続き、高圧ガス事故を減らしていくよう、一層の保安対策への取り組みをお願いいたします。

さて、経済産業省では、昨年6月、高圧ガスと電気を併せた「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が公布されており、この法律では、高圧ガス事業において、IoT、ビッグデータ、AIなどの革新的なテクノロジーを活用する新たな認定制度（認定高度保安実施事業者制度）を創設するものであり、現在、同法律の施行に向けて検討を進めているところです。

我々といたしましても、愛知県高圧ガス安全協会様をはじめ関係団体、関係機関と更に連携を強化して高圧ガス分野の各種施策に取り組んで参りたいと考えています。

高圧ガス保安活動促進週間は、高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に実施しています。各事業所の皆様方におかれましては、「高圧ガス保安活動促進週間」の取組として、高圧ガス事故の低減に努められますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

新任のご挨拶



愛知県高圧ガス安全協会

会長 丸本悦造

この度、前任の山田会長から当協会の会長を引き継ぎました丸本悦造でございます。

日頃から当協会の運営に関しまして、監督官庁の皆様、会員の皆様、関係各位のご指導、ご支援を賜り、この場をお借りし、あらためて、厚く御礼申し上げます。

高圧ガスは、これまで、多くの産業で重要な役割を果たし、さらにGXやカーボンニュートラルの実現に向けた取組みにおいて、その役割は、ますます重要になっておりますが、その安全性の確保は、常に、最優先課題であると考えます。当協会は、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、販売、輸送ならびに容器および機器の製造、取扱いに関して、関係行政官公庁と密接な連携を保つとともに、会員相互の連絡を密にし、災害の未然防止について、必要な事業を行い、企業の健全な発展と公共の安全を確保することを目的として、昭和47年に設立され、50年が経過しましたが、当協会が果たさなければならない役割も、ますます重要になっていると考えます。

今年は、愛知県に馴染みの深い、徳川家康がドラマ化されていますが、家康が天下泰平を目指し実行したことと、高圧ガスの安全性確保を目指す行動は重なるものがあると考えます。一つ目は、リーダーシップの発揮です。高圧ガスの安全において、当協会が率先して行動し、共通の目標に向かって進むことで、会員のモチベーションを高めたいと考えます。二つ目は、知識と情報の共有です。高圧ガスの取扱いにおいて、正確な知識と情報の共有が重要です。当協会が常に学習と情報収集に努め、その知識を会員各社に広め、安全意識の向上に寄与していきたいと考えます。三つ目は、協力と連携です。事故防止や災害防止には、協力と連携が必要不可欠です。会員相互の連携、関係機関との協力を強化して、より安全な高圧ガスの利用を実現したいと考えます。最後は、継続的な改善です。常に協会の事業や活動の改善に努め、高圧ガスの安全性向上に取り組みたいと考えます。先般、5月の定時総会で承認いただきました、令和5年度事業計画に沿って、事業活動を推進して参りたいと存じます。関係各位のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご発展を心からお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶



愛知県防災安全局

局長 木村 吉 誠

愛知県高圧ガス安全協会の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。この4月の異動により、愛知県防災安全局長に就任しました木村吉誠でございます。

日ごろから、本県の防災対策の推進に格別の御理解と御協力をいただいております、厚くお礼申し上げます。

高圧ガスは、身近なエネルギーとして、私たちの快適な日常生活を支えています。取り扱いを誤ると大きな事故につながる危険性を持っています。

貴協会におかれましては、法令遵守はもとより、積極的な自主保安活動の推進により事故防止に努められており心より感謝申し上げます。

近年、毎年のように日本各地で自然災害が発生しております。本年6月2日の大雨では、豊橋市など県内複数の市で24時間降水量が観測史上最大となり、1名の方の尊い命が失われ、1,000棟を超える多数の住家被害が発生したほか、農作物、農業用施設等の農林水産関連や公共土木施設に甚大な被害をもたらしました。一方、地震では、5月5日に石川県能登半島沖で震度6強の地震が発生し、1名の方の尊い命が失われ、1,000棟を超える多数の住家被害が出るなど、甚大な被害を及ぼしました。その後も、5月11日には千葉県南部で震度5強、5月26日には千葉県東方沖で震度5弱、6月11日には北海道浦河沖で震度5弱と、強い地震が頻発しております。

この地域においては、南海トラフ地震の発生が危惧されており、防災・減災対策を着実に講じていくことが大変重要であります。このため、本県の地震防災対策の行動指針「第3次あいち地震対策アクションプラン」を着実に推進する中で、防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

貴協会の皆様には、「安全・安心なあいち」の実現に向け、御理解と御協力を賜りますとともに、引き続き高圧ガスの安全対策の強化を図っていただき、災害時にあっても事業の継続性の確保のため御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会及び会員の皆様の今後ますますの御発展を心からお祈り申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶



愛知県防災安全局防災部

部長 岸田卓己

愛知県高圧ガス安全協会の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この4月の異動により、愛知県防災安全局防災部長に就任しました岸田卓己でございます。

消防保安課長離任以来1年ぶりに産業保安行政に携わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日ごろから、本県の防災対策の推進に格別の御理解と御協力をいただいております、厚くお礼申し上げます。

高圧ガスは、各産業、民生用として広範な分野において利用され、今日の産業の発展や国民生活に不可欠なエネルギーとなっております。また、災害発生時等においても、被災者の皆様を支えるなど、その有用性は多岐にわたります。

一方、設備や機器類の取扱いを誤ると、県民の皆様の生命や財産に甚大な被害を及ぼす危険性を有していることから、貴協会及び会員の皆様には平素からの保安確保・事故防止に御尽力いただいております、大変心強く感じております。

さて、近年、全国各地で発生している大規模災害においても、行政による救助や支援には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」と地域コミュニティで防災としての体制を構築し、災害発生時に助けあう「共助」の重要性が改めて認識されております。地震に強い安全で安心な愛知を実現するためには、行政の取組に加え、「自助」と「共助」の重要性を認識したうえでの防災協働社会の構築が不可欠であります。

本県といたしましては、こうした社会の実現のため、県内の総力を結集して地震防災対策の充実に取り組んで参りたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会及び会員の皆様の今後ますますの御発展を心からお祈り申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶



愛知県防災安全局防災部消防保安課

課長 太田吉則

愛知県高圧ガス安全協会の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。この4月の異動により、防災安全局防災部消防保安課長に就任しました太田吉則でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日ごろから、本県の高圧ガス保安行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

高圧ガスは、私たちが快適な生活を送るなかで、必要不可欠な存在となっている一方で、誤った取扱いをしますと重大な事故を引き起こす危険性を持ち合わせています。

高圧ガス保安の確保には「高圧ガス保安法」をはじめ、関係政省令等を正確に理解し遵守することに加え、事業者の皆様の不断の自主保安活動が大切であります。貴協会におかれましては、法令遵守はもとより、講習会の開催など積極的な自主保安活動の推進により事故防止に努められており心より感謝申し上げます。

今後も快適で安全な県民生活の確保のため、引き続き高圧ガス保安に関する自主的な活動の促進に努めていただき、公共の安全の確保に御協力いただきますようお願い申し上げます。

本県におきましては、県民の皆様の安全・安心な生活を守るため、高圧ガス保安法に基づく規制のみならず、移動防災訓練や保安大会、保安講習会の実施等を通じて貴協会及び会員の皆様との連携を図り、高圧ガスの保安行政を推進して参りたいと考えておりますので、今後とも一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会及び会員の皆様のますますの御発展を心から祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶



愛知県防災安全局防災部
消防保安課産業保安室

室長 則武 聖子

愛知県高圧ガス安全協会の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
この4月の異動により、防災安全局防災部消防保安課産業保安室長に就任しました則武聖子でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日ごろから、本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガスは一般家庭の生活用燃料を始め、各種産業分野や医療分野に至るまで幅広い分野において利用され、県民の皆様の生活に欠かすことのできない重要なものとなっております。

しかしながら、高圧ガスはその有用性の反面、その取扱いを誤ると重大な事故に繋がる危険性を持ち合わせております。高圧ガスに起因する事故件数は全国的に依然として高い水準にあり、人身にかかわる事故も発生していることから、改めて事故防止の難しさと保安の確保の重要性を認識したところです。

本県における高圧ガスによる事故は、令和元年度の50件から減少傾向にありましたが、令和4年度は、40件発生しており、令和3年度の28件に比べますと12件増加しております。とりわけ昨年9月には、東名高速道路豊田ジャンクションにおいて、高圧ガス充填容器を積載した車両に係る事故により、車両が3台全焼、1名が亡くなり、2名が負傷されるという痛ましい被害が発生しました。県民の安全・安心に資するためには高圧ガスによる事故をなくす必要があり、そのためには、行政による規制のみならず、自主保安活動の更なる推進が重要であると考えております。

県といたしましては、貴協会との連携を密にし、引き続き高圧ガスによる事故防止のための保安対策の充実に努めていく所存でございますので、貴協会におかれましても、高圧ガス保安の確保について一層の御支援、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会及び会員の皆様のますますの御発展を心から祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

新任のご挨拶



名古屋市消防局

消防局長 半田 修 広

愛知県高圧ガス安全協会の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
本年4月の異動により、名古屋市消防局長に就任しました半田修広でございます。

日頃は本市の消防行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国際的に脱炭素社会の実現に向けクリーンで安定供給可能なエネルギーが求められる今、水素やアンモニアを代表とする化石燃料の代替エネルギーが注目され、新しいエネルギー社会における高圧ガス分野の重要性が益々高まっています。会員の皆様がこれからの産業分野における安全性の向上を担うリーダーとして一層活躍されることを願っております。

他方、名古屋市消防局は平成30年度から高圧ガス保安法に係る事務を開始し、6年目を迎える本年度からは新たに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を開始しました。これまで以上に貴協会との連携を図りながら、産業分野から民生分野まで広く利用される高圧ガスに係る災害防止、公共の安全の確保のため努力していく所存でございます。

また、当局におきましては、東日本大震災から12年が経過し、発生の可能性が高まっている南海トラフ地震に立ち向かうための準備を確実に進めることを大目標としています。災害に強いまちづくりを目指すには、家庭、地域、事業所、それぞれの防災力の向上と連携が重要です。会員の皆様におかれましては、事業所の被害を最小限にとどめ事業を継続するための準備を万全にさせていただくと共に、地域との防災協力等、皆様に関わる様々な場面での防災対策の推進をお願い致します。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健康とご多幸を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

愛知県高圧ガス安全協会 令和5年度定時総会

去る5月24日(水)15時から、愛知県産業労働センター5階小ホールにて、令和5年度定時総会が開催された。昨年度は感染予防のために参加人数制限を行ったが、本総会直前の5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行したのを受け、久しぶりに制限のない定時総会を実施した。

当日は来賓として、経済産業省中部近畿産業保安監督部保安課、愛知県防災安全局、名古屋市消防局、愛知県警察本部生活安全部保安課、愛知労働局労働基準部安全課ほかより、多くの方々のご臨席を賜り、会員72名(別に委任状281)の出席の下、盛大に開催された。

開会に当たり、山田修三会長は挨拶の中で、社会生活が新型コロナ以前に徐々に戻りつつあり、企業活動の活性化による高圧ガス需要の増加や、温暖化防止のためのクリーンエネルギーに関連して水素やアンモニアなどへの関心が高まっており、これらの高圧ガスの安定的な供給が求められている。令和4年度の協会活動では多くの活動が再開したが、講習会のオンライン化などのより効果的・効率的な事業運営も工夫しており、時代にマッチした協会を目指して行くこと。そして最後に、会員各位に南海トラフ地震等の災害への備えを呼びかけて結びとされた。会長挨拶終了後、ご来賓の方々の紹介が行われた。



定時総会風景



山田会長挨拶

続いて行われた表彰式では、令和4年度協会長表彰の授与式が行われ、長年に亘って高圧ガスの保安確保のため日夜尽力された別掲の方々表彰の栄に浴された。授与式の後、鋤柄喜彦表彰選考委員長が選考経過報告を交え、日頃の高圧ガス業務へのご努力に対するねぎらいと受賞へのお祝いの言葉を述べられた。次いで、協会長表彰の受賞者一同を代表して優良保安監督者の伊藤雄介氏(東亜合成株)が受賞へのお礼と今後も公共の安全確保と自主保安活動に注力する決意である旨の謝辞を述べられた。



表彰式



鋤柄選考委員長 祝辞



伊藤雄介氏 謝辞

引き続き行われた令和5年度定時総会は、規約により山田会長を議長に選出し、協会事務局より第1号議案から第7号議案までの説明があり、審議の結果原案通り可決された。

本総会には以下のご来賓の方々にご臨席頂いた。

中部近畿産業保安監督部 保安課長	成瀬 庸生 様
愛知県防災安全局長	木村 吉誠 様
名古屋市消防局予防部 規制課長	高見 澤光次 様
愛知県警察本部生活安全部 保安課長	中村 健宏 様
愛知労働局労働基準部安全課 主任安全専門官	伊藤 敏彰 様
愛知県防災安全局防災部消防保安課	
産業保安室室長	則武 聖子 様
高圧ガス保安協会中部支部 事務局長	岡本 正弘 様
(一社) 日本産業・医療ガス協会東海地域本部	
事務局長	瀧本 徳吉 様
愛知県高圧ガス協同組合 事務局長	伊藤 潔 様



壇上ご来賓の方々

審議終了後、来賓を代表して経済産業省中部近畿産業保安監督部保安課長 成瀬庸生様より、定時総会、協会長表彰受賞者へのご祝辞と共に、令和4年度に全国で発生した高圧ガス事故の紹介、近年全国で頻発している大規模自然災害への留意などを述べられ、当地では南海トラフ地震への備えが重要となることを説かれた。

次に、愛知県防災安全局長 木村吉誠様からもご祝辞をいただき、県民の安全安心な生活を確保するためには、当協会会員による高圧ガスの自主保安活動の推進が大変重要となる、今後も連携を密にして高圧ガス保安行政を推進したいとお言葉を頂いた。なお、新型コロナウイルス感染症は5類相当に変わったが、適宜適切な情報提供と感染予防対策の実施は続けるとのお考えも示された。



成瀬保安課長 挨拶



木村防災安全局長 挨拶

この総会をもって会長が交代したため、最後に、新会長の丸本悦造氏から、新任挨拶を頂いた。



新会長 丸本悦造氏挨拶

これを以って定時総会は成功裡に終了した。

定時総会終了後開催した記念講演会では、JAXA広報部特任担当役 宮里光憲氏を講師にお招きして、「液体ロケットの歴史と今後の宇宙開発」と題してのご講演をいただいた。



講演内容



講師 宮里光憲氏

当協会の性格から、今回は特別に安全に関するお話をお願いしたところ、液体ロケットは液化水素と液化酸素の他、有毒なヒドラジンを使用するため、地上設備はすべて国内法規に準拠したうえでより厳しい安全基準で取り扱われるが、ロケット本体の燃料タンクについては工業用の頑丈な容器で作ったのでは重くなりすぎるので特別な規格で許可を受けており、飲料用のアルミ缶のサイズの縮尺で例えれば、アルミ缶よりもはるかに薄い壁の容器となることや、過去のロケット事故例から、打上げ事故や切り離れたロケットブースターなどの放棄物に対処するための方法が確立されていることなど、高圧ガスに関わる我々会員にとって大変興味深い講演であった。

講演会の後で、表彰受賞者への祝意と会員相互の交流を図るため懇親会を開催した。懇親会が開催されたのは令和元年度定時総会以来の久しぶりである。令和元年度まで長らく利用してきたホテルの取り壊しに伴い、会場も初めて定時総会の隣の部屋(小ホール2)に設定しての立食ビュッフェ形式としたが、感染予防の観点から会場にとりわけ係を配置し、参加者は大皿に触らず、あらかじめ取り分けた料理を取っていただく形とした。

開会あいさつ	丸本悦造	新会長
乾杯	浦野秀信	副会長
中締め	高橋 陸	監事

懇親会は盛会のうちに閉宴を迎え、すべての行事が滞りなく終了した。



新会長挨拶



浦野副会長による乾杯

第49回 協会長表彰受賞者

(敬称略)

☆ 優良保安監督者 (2名) (年齢順)

伊藤 雄介 東亜合成株式会社 名古屋工場
山本 武央 豊田ガスセンター株式会社

☆ 優良保安従事者 (2名) (年齢順)

甲斐 秀規 東亜合成株式会社 名古屋工場
神谷 薫 株式会社フジプロ

☆ 優良事業所 (1事業所)

株式会社マルタキ

以上 5件



山田会長を囲んで受賞者の皆さん

栄えある受賞者へのアンケートから

優良保安監督者



東亜合成株式会社名古屋工場

伊藤雄介

この度は、愛知県高圧ガス安全協会より「優良保安監督者」として大変名誉ある賞を頂きましたことは、関係者の皆様ならびに諸先輩方のご指導の賜物であると深く感謝しお礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私が従事している高圧ガス業務は液化塩素製造設備と液化窒素蒸発設備の操業監視保守管理を行っています。運転長として、開放点検スケジュール・移行作業の管理および実行等を行っています。

2. 高圧ガスに関するコメント

私は1992年に入社し液化塩素の製造に従事し今に至ります。

塩素はご存じの通り、毒ガスです。腐食性も強く取扱い次第で一步間違えば大惨事となる物性を持っています。そのために常に安全に使用できるよう、正しい知識と取り扱い方法の定期的な保安教育を行い、日々管理しています。また、日常点検での異常の早期発見、異常時の適切な対応方法など今まで自分が得てきた知識経験を日々、若手へ技術伝承を行っています。加えて、設備の安全度を上げるために設備改造の提案を行い、点検・整備が容易な設備を目指し、ヒューマンエラーを防止するためオペレーターの使いやすい設備を創っていく努力を続けていきます。

今後も安全操業を維持していく為に、今回の受賞を機に更に気を引き締め高圧ガスに従事する者の責任を果たすべく、日々尽力していきたいと考えています。



豊田ガスセンター株式会社

山本 武央

この度は、愛知県高圧ガス安全協会様より「優良保安監督者」として栄えある賞を頂きました事は、関係者の皆様ならびに諸先輩方のご指導の賜物であると深く感謝し、お礼を申し上げます。今後とも、その名に恥じないよう、保安確保、事故防止に努めて参りたい所存でおります。

1. 現在従事している業務について

トヨタ自動車のお膝元である豊田市に充填工場を構える豊田ガスセンター株式会社に2006年に入社(入社当時、高圧ガス専門知識等は全くのゼロ)し、現在は、容器再検査の検査主任者として検査業務統括管理、安全衛生推進者として保安教育、安全衛生管理、そして2023年4月より保安統括者代理者に就任し、「保安は全てに優先する」を基本方針に日々、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理に力を注力しております。

2. 高圧ガスに関するコメント

人間で例えるなら、「ガス」は「血液」、「配管」は心臓と様々な臓器を繋ぐ「血管」。ただ毎日のように取り扱っていると、危機意識や緊張感が薄れがちとなり、高圧ガスの事故の多くはヒューマンエラーに起因しております。

忙しい時に「心の余裕」や「落ち着き」を保つのは、本当に難しい事ではありますが、「急いで仕事を仕損じる」とことわざにもあるように、何事も焦った行動は失敗しやすいもので、急ぐ時ほど落ち着いて冷静に行動し、確実に作業を進めていくことが大切だと思っております。

また、各充填設備等に関しても、設置時にいくら高い安全性や万全と思われる対策を講じても、継続して使用するうちに劣化したり、強度が下がる可能性があり、事故の可能性を0%にすることは出来ません。今後も潜在的危険を常に伴う高圧ガスの保安を確保するため、正しい知識や安全についての感性を更に磨き、保安の向上に取り組んで参ります。

最後に、今後いつ起こってもおかしくない南海トラフ地震などの大規模災害への備えとして、(現在、自主基準はあるが)BCPの作成は急務であり、「人・物・金」に関するリスク等を予め整理し、「従業員の安全確保」、「高圧ガスによる事故防止」、「安定供給」が出来るように、効果的な対策や基準類の見直し等を考え、安全安心の確保と事業の継続、発展に努めて参ります。

優良保安従事者



東亜合成株式会社名古屋工場

甲斐 秀規

この度、愛知県高圧ガス安全協会より「優良保安従事者」として、栄えある賞を頂きました事を、大変光栄に感じております。

受賞に際しては、関係者の皆様ならびに諸先輩方のご指導の賜物であると深く感謝しお礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

現在従事している高圧ガス業務は、LPG製造設備と消費設備の日常点検・運転保守管理です。

また定期点検のための修理移行作業を安全に遂行できるよう、日々レベルアップを図っております。

2. 高圧ガスに関するコメント

私は1990年に入社し、入社当初から12年間液化アンモニアの貯蔵・消費業務に従事してきました。13年目から現在まではLPG製造設備・消費設備の保守管理に21年間従事しております。

高圧ガス設備の安全な運転に一番重要な事は、日々の点検業務であると考えており、どんな些細な変化も見逃さず、設備の異常を早期発見できるように感受性を高めてきました。幸いなことに両設備での大きな災害やトラブルを経験することなく現在に至ります。

このように安全に業務を遂行できた事は、諸先輩方からの教育によるものと感じております。これからは諸先輩方からの教えや自身が培ってきた経験・知識も踏まえて、若手社員への技術伝承を行い、継続して無事故・無災害を達成できるように尽力してまいります。

また、この地域でいずれ起ころう南海トラフ地震などに対しても、計画的な訓練を実行しシミュレーションを重ねる事で、緊急時における高圧ガス設備の災害を防止できるよう努めてまいります。



株式会社フジプロ

神谷 薫

この度、愛知県高圧ガス安全協会様より優良保安従事者として栄えある賞を頂き大変光栄に感じております。受賞に際しまして関係者の皆様並びに諸先輩方のご指導、ご協力の賜物と深く感謝し、心より御礼申し上げます。

1. 現在従事している業務について

私は高圧ガスの中でも、LPガスの保安業務を入社以来、31年間担当してまいりました。一般家庭を中心に液石法で決められた4年毎の法定保安点検を中心に行い、また、ガスメーター、調整器の期限切れ管理を実施しています。

2. 高圧ガスに関するコメント

永年従事した仕事を振り返ってみて、一番残念な点は、お客様と点検日を調整し訪問するも、不在となることです。

最近では夫婦共働き世帯が非常に多くなり、また、集合住宅の点検では若い方が多く、ほぼ平日の時間は無理であり、土、日曜日に点検をせざるを得ません。また、ようやくアポイントが取れてお伺いすると、不在であったりすることが多々あり、切ない気持ちになります。

しかし、私の使命は、ガス漏れ等による事故を発生させないことです。お客様に直接お会いして、ガス器具の安全な使用方法や、コックと器具とをつなぐゴムホースの経年劣化による微少漏洩などが無いかをチェックし、万一の事故発生の要因をゼロにすることを信条としています。

定年まで、残り少ないですが、「お客様の生命を守る」を使命として、日々業務に邁進してまいります。

◎◎◎ 高圧ガス安全標語の選考結果について ◎◎◎

◇ 応募状況

本年度も高圧ガス安全標語の募集を行いましたところ、11団体（会社数）、11事業所から、549点という多数の応募を頂きました。誠にありがとうございました。

多くの方が標語の募集に参加して頂けたことは、標語募集の目的である「事業所の高圧ガスに対する安全意識の高揚」に大いに役立てていただけたことを示すものと思います。

さて、選考は、皆様からの応募作品の順番を出来るだけランダムになるよう配慮し、作者及び事業所名を伏せた一覧表より、標語選考委員の皆さんに一次及び二次の選考をしていただきました。委員会の意見により、次回からは選考基準や賞金の見直しも検討したいと考えておりますので、さらに多くの団体・事業所からたくさんのお応募がいただけますよう期待いたします。

◇ 選考

選考は総務部会員で構成する標語選考委員会で行いました。委員は以下のみなさんです。

（順不同、敬称略）

委員長	東亜合成（株）名古屋工場	柴田広紀
委員	東レ（株）名古屋事業場	安藤新悟
〃	東亜興業（株）	松原芳史
〃	ガスプロダクツ・ロジスティクス（株）	佐藤吉伸
〃	日本製鉄（株）名古屋製鉄所	鬼頭 章
〃	新光酸商（株）	石川雅一
〃	出光興産（株）愛知事業所	中村和史
〃	大日本アガ（株）	鋤柄喜彦
〃	太陽日酸（株）中部支社	大岡寛典
〃	日本エア・リキード（同）	高木大輔

各委員による一次選考実施後、第二次選考として7月28日に選考委員会を開催し、秀作3点、入選9点、佳作12点が選ばれました。

なお、佳作12点につきましては、事業所名と氏名のみを掲載させていただきました。

◇ ポスターの配布

これまで、秀作標語3点のポスターを作成し、会報に同封してお届けしておりましたが、会報と同様にホームページで閲覧していただく形に変わります。ホームページ「お知らせ」に印刷用の標語ポスターを掲載しますのでA3で印刷して切り取ると、従来と同じ大きさのポスターが出来上がります。

「高圧ガス保安活動促進週間」（10月23日～10月29日）には、是非掲示していただきますようお願いいたします。

◇ 賞金

秀作には1万円、入選には5千円の商品券を、又佳作には千円分の全国共通図書カードをそれぞれお贈りします。

【令和5年度 高圧ガス安全標語入選作品】

◆秀作（順序不同・敬称略） 3作品

高圧ガス 守ろう手順 省くな点検 あなたの意識が事故防止

日本製鉄（株）名古屋製鉄所 古賀 博

高圧ガス 少しの違和感迷ったら 迷わず行う再確認

東レ（株）名古屋事業場 北村 智之

高圧ガス 最新技術で 予知保全 変わる技術に 変わらぬ安全

出光興産（株）愛知事業所 葉山 智仁

◆入選（順序不同・敬称略） 9作品

高圧ガス 老いる設備に 真心点検 人と設備に 思いやり

出光興産（株）愛知事業所 木村 俊介

高圧ガス 変わる時代でも変わらぬ思い 基本に忠実 果すぞ責任

出光興産（株）愛知事業所 渡辺 範朗

高圧ガス 過去の教訓題材に 受け継ぐ確かな現場力

知多炭酸（株） 矢野 隼大

高圧ガス 持ってる知識と重ねた経験 伝えて育成 プロ集団

東亜合成（株）名古屋工場 平野 井秀和

見逃すな 作業の漏れと ガスの漏れ

東レ（株）名古屋事業場 垣添 公大

高圧ガス 気持ちの締めりはバルブの締めり 確実操作で漏洩防止

東レ（株）名古屋事業場 浅井 平

緩む心も一緒に閉めて 漏れ無し確認 高圧ガス

東レ（株）名古屋事業場 新田 真也

高圧ガス 確かな点検・確かな操作 できるあなたは二刀流

トヨタ車体（株） 江上 寿樹

高圧ガス 保安意識と維持管理 しっかり実践 防災活動

日本製鉄（株）名古屋製鉄所 岡田 一正

◆佳作（順序不同・敬称略） 12作品

出光興産（株）愛知事業所	藤井 崇暢	東亜合成（株）名古屋工場	加藤 倫也
出光興産（株）愛知事業所	前田 浩二	東レ（株）名古屋事業場	鈴木 政憲
出光興産（株）愛知事業所	能登 貴史	トヨタ車体（株）	小松 幸一
十合刈谷酸素（株）	北川 勝則	成瀬酸素運輸（株）	長谷川武尊
中部液酸（株）	安田 陽一	日本製鉄（株）名古屋製鉄所	切手 剛
東亜合成（株）名古屋工場	山崎 柊介	日本製鉄（株）名古屋製鉄所	安全環境防災部

【事業所訪問】

顧客の課題に向き合い、顧客の視点に立った製品とサポート体制を整え、更に安全への取組みの深化・向上を図る

～安全・保全・環境の側面から顧客のものづくりを支える～

☆☆☆新東工業株式会社 豊川製作所☆☆☆

猛暑が続く8月2日(水)の午後、愛知県高圧ガス安全協会の山田事務局長にご同行頂き、「新東工業株式会社 豊川製作所」様を訪問し、『商品体感センター』と『技能安全研修センター』を拝見しました。

新東工業株式会社様は、創業者の久保田長太郎様が1927年に鋳物用の砂型をつくる国産第1号の造型機を製作したのを契機とし、1934年に設立。その後も続々と造型機を開発していき、「素材に形をいのちを」という理念のもと、鋳造事業、表面処理事業、環境事業を発展させ、それらに新しい技術を融合させることで「世界中の顧客の課題に向き合い、ものづくりを通して、新しい解決策を届ける」という使命を果たしつつ、前述の3事業だけでなくグループ全体で電気自動車やロボット、有機ELやセラミックス、医薬品開発のための無菌技術など様々な分野を支える製品・技術を開発・提供されています。

1. 会社概要

設立：1934年(昭和9年) 10月2日

本社所在地：名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルヂング24階

主要事業所：・豊川製作所(愛知県豊川市穂ノ原三丁目1番)

・一宮事業所(愛知県豊川市大木町小牧180番地1)

・大崎事業所(愛知県豊川市大崎町門1番地1)

・幸田事業所(愛知県額田郡幸田町坂崎西長根1番地)

・新城事業所(愛知県新城市大宮字南貝津3番地35)

・大治事業所(愛知県海部郡大治町大字西條字附田71番地の2)

・九州事業所(福岡県鞍手郡鞍手町大字古門590番地6)

・厚木事業所(神奈川県厚木市長谷260-63)

資本金：57億5,222万円(2023年3月末時点)

従業員数：1,735名(2023年3月末時点)

主な製品：鋳造装置、表面処理装置、環境関連装置、粉粒体処理装置、成形装置、投射材、研磨材
検査装置 等

2. 会社沿革

- 1927年（昭和2年）：創業者の久保田長太郎様が国産第一号の造型機「C-11型」を製作
- 1934年（昭和9年）10月：「株式会社久保田製作所」として設立
- 1954年（昭和29年）6月：名古屋証券取引所市場第一部に株式を上場
- 1960年（昭和35年）2月：「新東工業株式会社」に商号を変更
- 1962年（昭和37年）9月：東京証券取引所市場第一部に株式を上場
- 1963年（昭和38年）6月：新東ブレーター株式会社を設立（米国ホイールアブレーター社との合弁）
- 1974年（昭和49年）12月：ホイール・アブレーター・シントー・ド・ブラジル社（ブラジル）に資本参加
- 1991年（平成3年）3月：シントー・アメリカ社をアメリカに設立
- 2012年（平成24年）11月：インドにシントー・バラット・マニュファクチャリング社を設立



本社オフィス(入居ビル)



豊川製作所

3. 商品体感センター

「商品体感センター」は、「ものづくりを支える、ものづくりを」というテーマのもと、「世界中のお客様の課題に向き合い、新しい解決策をお届けする」場として、ハードとソフトの両面から、よりお客様の視点に立った商品開発を行うために豊川製作所内に設置されました。同時に、お客様が実際に最新の商品を見て、触れて、試して頂いて、新東工業様の「安全」「保全」「環境」に対する基本思想、目指す姿を体感することができます。また、実機で社内教育を行うことで社員の保全スキルを向上し、万全の顧客サポート体制を構築するという役割も担っています。



商品体感センター外観



商品体感センター内部

センター内は「鋳造」、「表面処理」、「環境」、「IoT ソリューション」「サポート」「つながる」「力覚センサ」、「搬送」、「CN(カーボンニュートラル)」の各コーナーで構成されており、実際の商品を通して顧客が抱えている課題の解決策や、機器導入前の検証を行えます。訪問前の想像を超えた大規模な展示内容で、限られた紙面では内容をお伝えし切れない施設です。さらにこのほかにも保有する要素技術をテーマとした「ショールーム」があり、他の事業所にもガスの貯蔵用タンクに使われる表面処理技術に特化した「ブラストテクノロジーセンター」、環境技術に特化した「環境テクノロジーセンター」などお客様のニーズにお応えするための施設があると伺いました。これが顧客の信頼を得、選ばれ続けるメーカーの姿なのだと、強く心に残りました。



鋳造コーナー



表面処理コーナー



環境コーナー



力覚センサコーナー

4. 技能安全研修センター

この研修センターは、「安全」と「品質」の思想を共有化して「技能の伝承」で社員のスキルの向上を図るという趣旨と目的で設立され、社員のみならず代理店、販売店、協力会社、顧客に至るまで、新東工業様に関係する全ての人々が受講できる体制が整えられています。1階の入り口付近には、オリジナルで製作された技能安全研修装置のリストが写真付きで掲示されており、安全体感装置は54台、危険予知研修装置は38台、技能体感装置は122台と、またまた想像を超える充実した装置の数に圧倒されます。災害を二度と起こさないという強い意志を持ち、並々ならぬ熱意をもって真摯に取り組む企業姿勢が窺われます。



研修装置一覧リスト

特に「安全」教育には力を注いでおられ、様々な訓練・教育に用いることのできる安全体感装置が多数備えられています。



粉塵爆発実験装置による粉塵爆発の体感実験

また、2階に設置された危険予知研修装置では、複数のマネキンが不安全な体勢、状態で立ち並ぶ光景が、訪れた者の脳裏に強い印象を残します。災害を起こす前の危険予知を特に重視している点が伝わってきます。



危険予知研修装置コーナー

製缶・機械加工・組立・据付・メンテナンス作業などに潜む、様々な危険を目で見て、耳で聞き、体で感じて学ぶことで、危険に対する感度を向上させ、安全作業を身につけ職場で実践させることで「災

害ゼロ」を目指す決意と真摯な姿勢が感じ取れました。

設備だけでなく指導する側の人材も、社内技能資格最高位を有する経験豊富な講師の方々である点も特筆すべき特長です。何十年もの間、生産現場を支えて来たものづくりのベテランが、自らの体験を交えながら体感装置を使って説明し、安全の大切さを伝えておられます。

いかに安全教育に力を注いでおられるかを、窺い知ることができました。



講師の方々（一部）

5. 終わりに

職場の安全操業は企業において最優先で取り組む課題です。新東工業様では「災害にあった場合の痛み」をあらゆる手段で社員に伝えることで、「安全は最優先であること」を認識させ、「災害ゼロ」を目指す体制を整えられていました。また顧客の課題に向き合い、顧客の視点に立った商品とサービスを提供する為のサポート体制を充実しておられることも、今回の訪問で強く印象に残りました。

最後になりますが、ご多忙中にも関わらず貴重なお時間を取っていただきご対応いただきました、技能安全研修センターの山本センター長様、企画部の兒玉様と鈴木様に、書面をお借りして厚く御礼申し上げます。

（広報部会 永田 晃久 記）

水と環境について楽しく学べる遊べる！！

☆☆☆ メタウォーター下水道科学館あいち ☆☆☆

2023年5月31日（水）に愛知県高圧ガス安全協会山田事務局長に同行いただき、2017年4月よりメタウォーター株式会社が命名した「メタウォーター下水道科学館あいち（愛知県下水道科学館）」取材してきました。



1. 施設情報

- (1) 所在地 愛知県稲沢市平和町須ヶ谷長田 295-3
- (2) 利用時間 9:30～17:00
- (3) 休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、翌平日休館）、年末年始（12/29～1/3）
- (4) 入館料 無料
- (5) その他 毎月、子供が楽しめる教室や実験、ビオトープ開放など様々なイベントを開催

2. 下水道科学館

下水道科学館内は以下の展示物や体験型の機器があり、家族の皆様が楽しく学べる施設となっています。小学生では3,4年生の社会科学習の参考となる施設です。

(1) 水の循環の仕組み

私たちが毎日使っている水は、どこからきてどこに流れていくのかを模型を使ってわかりやすく学ぶことができます。「シースルーハウス」では、台所や風呂場から流れた水が透明な配管を流れていく様子を実際に見ることもできます。



(2) 下水道管について

汚れた水が流れていく下水道管の実物大模型や下水管内を点検するカメラが展示されています。大人も入れる大きさの下水道管の中には、下水道やマンホールの歴史についてパネル解説があり、世界各地のマンホール風景も見ることができます。愛知県内の様々なデザインのマンホールの展示もあり、個性豊かなデザインに驚かされます。マンホールマニアの方は必見です（アンケートに答えるとデザインの由来が記載されたマンホールカードが貰えます）。



(3) 下水処理の仕組み（活性汚泥法）

下水処理場に集まった水がどのように浄化されるのか、各工程をわかりやすく紹介してあり、下水処理の仕組みを理解することができます。ゴミなどを除去した後、微生物を利用して水を浄化し、汚泥を分離した水を放流していますが、放流前には消毒も行い放流基準に適合したきれいな水にして環境中に戻しています。



(4) バーチャルスタジオ、その他展示

取材した日はお休みでしたが、バーチャルスタジオではタブレットを使って下水処理の仕組みをゲーム感覚で学ぶことができるそうです。子供には良いですね。その他、大人向けになりますが、県内の下水道エリアのチェックや、災害時に使用する様々なトイレまで見るすることができます。マンホールトイレなるものも展示されています。



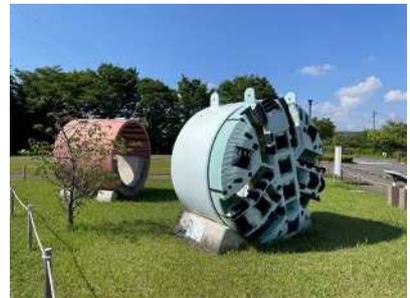
(5) 図書、シアターコーナー

科学館の2階では、図書、シアターコーナーを利用することができます。水や環境、生き物などについて勉強することができます。また、県内の浄化センターキャラクター一覧などの展示コーナーもあり、子供が楽しめる空間になっています。



3. 屋外施設

屋外には、広大な敷地に生き物の住みかである「ビオトープ」や遊んだりお弁当を食べることのできる芝生広場、下水道の工事に使用される「シールドマシン」の実物展示があります。



4. 最後に

私たちの暮らしを支えている大切な「下水道」について、大人も子供もその仕組みや働きを中心に楽しく学べる施設になっています。ぜひ一度訪問されることをお勧めします。



中央：小松様（メタウォーター下水道科学館あいち）、右：山田事務局長、左：安藤（広報部会）

以上
（広報部会 安藤 記）

〔随筆〕

◆◆◆和菓子シリーズ（1）和菓子歳時記◆◆◆

KHK中部支部

宮地義博

本号の話題は和菓子です。健康診断で血糖値が高いと言われた人やダイエットを推奨される方、左利きの方（お酒好き）とかは興味も持てない話題になりますが、ちょっとだけ覗いてみると見方が変わって雑学博士になったり面白く和菓子に接して頂けるのではないかと思います。

和菓子歳時記

お話ししたいことがたくさんありますので2回シリーズにさせていただきます。まずは、「和菓子の歳時記と歴史」についての話題を掲載させていただきます。

今回歳時記としたのは、和菓子こそ季節そのものだからで、同じ素材で色や形を変えることで季節を表し、味わいだけでなく視覚からも楽しませてくれる芸術品です。四季の花々の代表として梅・桜・桃・椿・菖蒲・水芭蕉・紫陽花・牡丹・薔薇・菊・紅葉と花を型取ったり、月や雪と言った自然の風景、鶴・亀・兎など動物でさえも季節の代表に加わり店頭には並ぶこととなります。又、江戸時代の教養として古今和歌集や源氏物語などの古典文学が一般化するなかで、茶席での季節折々の要望から句中の題に合わせて菓銘を「若菜」「雨雲」「翁草」とするだけで亭主の趣向を感じ取ることが出来る素養が求められました。

節句のお菓子もその季節折々に決まったものが出されます。例えば

1月元旦	【お正月の祝い餅】	花びら餅
1月初旬～中旬	【歌会始御題に因む和菓子】	御題菓子 ^{※1}
1月11日	【鏡開き】	ぜんざい
2月 8日	【農事始め】	草餅・うぐいす餅
3月 3日	【桃の節句】	菱餅・草餅・雛菓子
3月21日	【春分の日】	牡丹餅 ^{※2} ・彼岸団子
4月 8日	【灌仏会・花祭り】	桜餅・花見団子
5月 5日	【端午の節句】	粽・柏餅
6月16日	【嘉祥の儀式 ^{※3} 】	嘉祥菓子・嘉祥饅頭
6月30日	【夏越しの節句】	水無月 ^{※4}
7月 1日	【夏越し無病息災】	氷室饅頭 ^{※5}
7月 7日	【七夕】	索餅 ^{※6}
7月30日(2023)	【土用の丑の日】	土用餅
8月15・16日	【盂蘭盆会】	みたらし団子・お萩

9月15日	【中秋の名月】	月見団子・お萩 ^{※2}
9月23日	【秋分の日】	落雁
11月1日	【亥の日、亥の刻】	亥の子餅
11月15日	【七五三】	千歳飴
12月22日	【冬至の前日・冬至】	柚子餅・柚子羊羹

- ※1 歌会始御題に因むお菓子 御題 '21「実」'22「窓」'23「友」'24「和」
- ※2 牡丹餅(ぼた餅)とお萩は同じものですが、春と秋で名前変えて季節感を表しています。
- ※3 嘉祥の日(和菓子の日) 承和15年(848年)仁明天皇在位の当時疫病が蔓延、疫病を鎮めるために6月16日に改元、元号を「嘉祥(かじょう)」と改めた。十六種類の菓子や餅をお供え物として疫病の退散を祈願した。
- ※4 「水無月」 主に京都では、半年間の穢れを清める夏越しの祓いにちなむ和菓子。ういろう生地(ういろう)に邪気を払う小豆の蜜煮を乗せ、氷室の氷をイメージした三角形の仕立て。
- ※5 「氷室饅頭」は、三色の薯蕷饅頭
赤：魔除け(花) 白：清浄(太陽) 緑：健康と長寿(新緑)
- ※6 索餅(さくべい) 素麺(素麺)の起源、太い縄の形を模した唐菓子。
7月7日は「そうめんの日」



水無月(左)と亥の子餅(右)



索餅



土用餅

菓子の神様(菓祖)

- ・日本書紀 「田道間守」(たじまもり) 天日槍(あめのひぼこ)の後裔・三宅連の祖
- ・古事記 「多遲摩毛理」「多遲麻毛理」 天之日矛(あめのひぼこ)の後裔・三宅連の祖

田道間守が、なぜ菓子の神様(菓祖)になったのか? それは時の天皇第十一代「垂仁天皇」(在位前29～70年)が田道間守に「不死の常世の国」に行って、“非時の香菓”(ときじくのかくのみ)を求めてくるように命じました。田道間守は各地を巡り“非時の香菓”(橘)を持って天皇のもとへ帰りますが、その時には既に天皇は亡くなられていました。

橘[タチバナ・ユミカン]は、甘酸っぱい果実や古代の果子として表したのではないかと思います。

【考証】 田道間守⇒[但馬国の国守]⇒田道間花(たじまばな)⇒橘(たちばな)

地名で「橘町」「立花町」などは、橘御園として関連の小荘園として残っている名称ではと?

第十二代「景行天皇」(在位 71～130年)が田道間守の忠を哀れんで、垂仁天皇陵[菅原伏見東陵宝来山古墳]墳丘南東の周濠内に葬った。周濠内に小島が田道間守の墓とされています。

伝・田道間守墓 奈良県奈良市尼辻町西町

橘 寺 奈良県高市郡明日香村橘

田道間守が持ち帰った橘の種を植えた場所。本堂に手に橘の枝を持った田道間守の像を安置。聖徳太子は、橘の宮(欽明天皇別宮)で生まれたと伝えられています。

中嶋神社 兵庫県豊岡市三宅

御祭神 田道間守命 田道間守の生誕地 4月「菓子祭」「橘花祭」
お土産として「非時香菓橘」「ちから餅」



菓祖神社(吉田神社内) 京都市左京区吉田神楽岡町

御祭神 田道間守命 林浄因命

広義な幅→狭義のものとして 『餡』 ≥ 『餡子』 ≥ 『餡ころ』 と言った関係でしょうか。

小豆などの穀物は、弥生時代には収穫されていると考えられていますが、古事記では粟の国(徳島)の神様「大宜都比売(おおげつひめ)」の鼻から小豆が生まれたとされています。その種を神産巢日御祖命(かみむすひのみおやのみこと)が育てたとされています。真偽のほどは推察して頂ければと。

日本では、飛鳥時代～明治始めまでの1200年間原則として肉食禁止であったことで、肉の代替品として縁起の良い食べ物として小豆が重宝され使われるようになりました。

赤い小豆 ⇒ 神様へのお供え物 身分の高い人への献上品



室町時代中期は、甘味がほとんどなくて塩味の餡子を饅頭に詰めていたようです。



現在よく似た食べ物として、埼玉県北東部の銘菓『塩あんびん』があります。甘葛(あまかずら)の葛などの植物から抽出した甘味料が作られるようになりました。



甘味が身体にいいもの(薬・防腐剤)として、餡にも甘味をつけました。室町時代後半には、ポルトガルなどから砂糖が輸入されるように。



餡子が甘くなってきましたが、庶民の手にはまだまだ届かない時代。茶道界でも添え物としては、果実の干したものを出していたようです。江戸時代中期、サトウキビから砂糖が生産されるようになって庶民にも甘い餡子が普及。日本では、肉食文化が無かったこともあり独特な『餡子』の文化が生まれました。

「御所粽」と信長・光秀のお話

京都人は、本音を語らずはんなりと裏話として物事を比喻し面白可笑しく噂話を流布して楽しむような傾向があるようで、「御所粽」に絡むお話も残されています。

永正九年(1512年)渡邊進四郎左衛門が「餅座」の権利を取得し、後裔の渡邊彌七郎が剃髪入道して「道喜」を名乗ります。初代道喜は奈良吉野から禁裏に献上された葛粉を用いての御用を賜り宮中に粽類の御注文を頂くようになります。「羊羹粽」と「水仙粽」を御所では「内裏粽」「道喜粽」と呼ばれるようになり、下賜された人々から「御所粽」と呼ばれるようになりました。



羊羹粽

永禄2年(1559年)信長が初めて上洛したとき、後日京都人が噂話を流布。「信長ちゅう男は、御所粽というものがあることを聞きつけ、御所で売っているものとばかり思い込んで、御所に買いに行ったそうや。しょうもない田舎者や」と。京都人は未開拓の信長を評価して役に立つ人物か否か見定めていたようです。

又、他の噂話として天正10年(1582年)の本能寺の変後、光秀が慌てていたために「粽」の笹の葉ごと頬張るのを見て、周囲の人々が光秀の先が短いということを悟ったという逸話も。真偽は？

後日談で、道喜は御所付近の川端町に居を移し渡邊姓から川端

姓に変わります。足利幕府が衰退し、それに伴い禁裏も困窮するようになります。道喜は「御朝物」と呼ばれる塩餡で包んだ餅を六個づつ三重の木箱「御唐櫃」に入れて毎朝届ける慣わしとなりました。

「朝餉の儀」となり東京遷都まで約300年間続けられました。建礼門の東横通用門は皇中鍵かけ「道喜門」として今も名残として呼称されています。

京都人のこだわり

満州事変から大戦に移って行く最中に、配給制になり物価統制令も施行されても和菓子の伝統を残さなければと特殊銘柄品として製造を続け存続させる心意気に敬服。18品目を守り続けました。幸いにして、京都も金沢も戦災から免れました。

和生菓子特殊銘柄品

(銭/百匁)

銘柄	生産者	販売価
きぬた	長久堂	50
竹裡	亀末廣	55
道喜ちまき	川端道喜	60
烏羽玉	亀屋良則	45
御所羊羹	若狭屋	50
黄梁	かぎや政秋	45
祇園ちご餅	三条若狭屋	65
とりどり	甘泉堂	50
煉羊羹	総本家駿河屋	45
白外郎	駿河屋	40
大清正御団	亀屋製菓	65
※笹屋どら焼	笹屋伊織	45
味噌松風	松屋常盤	40
益寿糖	赤井松柏軒	65
柚餅	鶴屋吉信	55
満月	満月堂	45
高砂饅頭	本家玉壽軒	40
虎屋饅頭	虎屋	40

※1942年(昭和17年)12月に京都府が指定(告示)

※国家総動員法に基き価格統制令により公定価格制を実施。

※戦時下物資欠乏の中、京の伝統菓子を残すため指定された。

現在は、京都・和菓子の会が「子ども和菓子づくり体験」や和菓子の講演会・座談会などを開催。和菓子縁日 in 壬生寺などを開催。老舗も参加して普及啓発活動を行っています。



※笹屋どら焼

随筆は次回：和菓子シリーズ(2)「和菓子あれこれ」に続きます。

〔保安関連情報〕

[法令解説]

「高圧ガス保安法基礎シリーズ」(その6)

「高圧ガス保安法基礎シリーズ」の連載6回目となりました。

これは、高圧ガス保安協会の機関誌「高圧ガス」に2017年(平成29年)8月号から2018年(平成30年)12月号まで17回に亘り掲載されたものであり、高圧ガス保安協会より転載のご許可をいただき、順次掲載しております。

掲載年が少し前であることから、その後の法令改正等内容の変更、補足説明に関する愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室からのコメントを合わせて掲載いたします。

高圧ガス保安法はご承知のように高圧ガスに係る法体系の土台である大変重要な法律です。皆様方におかれましてはご存知の内容とは思いますが、今一度初心に立ち返り再度学ぶことにより、安全且つ適正な高圧ガス業務遂行に少しでもお役に立てていただければ幸いに思うところであります。

今回の転載につきご許可くださいました高圧ガス保安協会様並びにコメントをご寄稿くださいました愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室様に誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

(今月の掲載内容)

- ・ 高圧ガスの輸入と移動

高圧ガスの輸入と移動

元 岡山県

山田 孝志

1月号までに高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費と国内で高圧ガスを扱う施設等について、元千葉県の上野氏と三重県の中条氏により解説してきましたが、本号では、外国で製造された高圧ガスを国内で使用するために必要となってくる「輸入」と国内で高圧ガスを活用する上で必ず必要となってくる「移動」について記していきます。

1 輸入

高圧ガスや高圧ガスを入れる器については、製造する国によって規制するルールが異なり、日本国内において輸入した高圧ガスや器をそのまま流通させると国内法に抵触する可能性があり、さらには事故を引き起こさないとも限りません。

そこで、外国から高圧ガスを輸入したときには次に示すとおり、高圧ガス保安法により、輸入した者に対し高圧ガス及びその容器について輸入検査を受けることを義務付けています。

第22条 高圧ガスを輸入した者は、輸入をした高圧ガス及び容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合
 - 二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
 - 三 経済産業省で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
 - 四 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合
- 2 協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 第1項の都道府県知事、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

国内へ輸入された高圧ガスや容器により国内での公共の安全が脅かされることを防止するため第22条により輸入検査を義務付けていますが、第1項ただし書により、高圧ガス保安協会や経済産業大臣が指定する者による輸入検査に合格し、輸入した者から知事に届出がされ、さらに検査を実施した者から報告

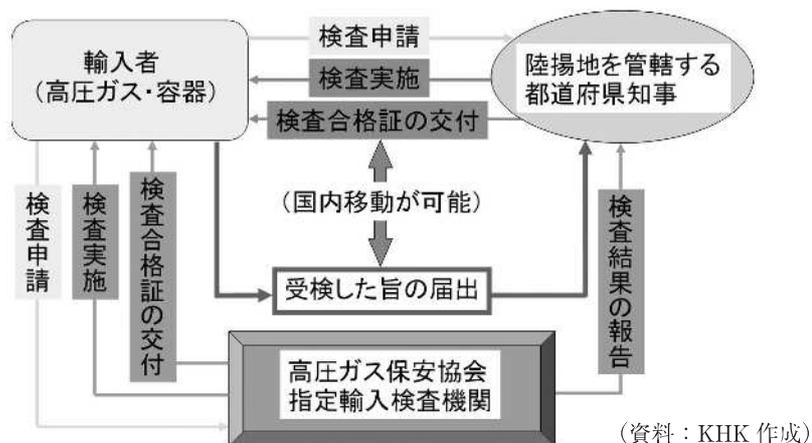


図 高圧ガスの輸入検査手続等

がなされている場合等知事が輸入検査を実施しなくても公共の安全が維持され、かつ、災害の発生防止に支障を及ぼさないと考えられる場合には、知事が行う輸入検査の受検が免除されています。これをフローシートにすると図のとおりとなります。

第22条第4項の輸入検査の方法等は、一般高圧ガス保安規則第47条、液化石油ガス保安規則第46条及び冷凍保安規則第32条に規定されています。

これによると検査項目としては、輸入した高圧ガスの内容物確認試験と高圧ガス容器の安全度試験の2項目となっています。ただし、冷凍保安規則では、冷凍機内に充填された高圧ガスとなるため、器に関する検査（安全度試験）は規定されておられません。

内容物確認試験は、輸入した高圧ガスの圧力や成分等を分析し、又は輸出国における記録等を併せ国内法と照らし、国内に流通しても公共の安全に支障がないものについては合格とし、容器に関する安全度試験は、輸出国において実施された検査の記録により、法第44条第1項の容器検査の方法に適合していることを確認し、合格とします。

なお、不合格となった場合には、国内に流

通させると事故や災害の原因になりかねないので廃棄などの措置をするよう知事の命令を受けることになります。

2 移動

高圧ガスは生産されると生産事業所又は他の事業所で使用されることとなります。この生産場所から使用場所へ高圧ガスを運ぶためには、管を敷設する方法や容器に入れて車両、船舶、航空機などを使用することが考えられます。

この運ぶ行為を高圧ガス保安法では「移動」といい、第23条で次のとおり規制されています。

第23条 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

3 導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってそ

の導管を設置し、及び維持しなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところから従って導管により高圧ガスを輸送するときは、この限りでない。

公共の安全を確保するため、このように法規制していますが、現実には、過去6年間の各県からの報告を見ると、いろいろな要因により表1のとおり事故が発生しています。

表1の事故発生状況を見ると、交通事故に起因するものがこの6年間では、その約35%を占めており、最も多い原因となっています。

このことから、移動中の事故を防止し、公共の安全を確保するためには、高圧ガス保安

法に定める移動に係る技術上の基準を遵守することはもとより、道路交通法を守り、交通事故に遭わないことが求められます。

高圧ガス移動中の事故は一般車両の交通事故と異なり、事故により高圧ガスが漏えいするとガスの種類によっては、中毒や爆発の危険を伴い、第三者への被害を与えることが考えられます。

そこで、事故に遭わないためには、表2に示す定置式と移動中の設備の違いを理解し、事故による第三者への影響を理解し、一般車両（危険物質を積載していない車両）の運転以上に安全運転を実施することが重要になります。

表1 移動中事故の原因別による分析(最近6年間)【災害】

区分 年	設備設計、 製作の不良	設備の維持 管理の不良	組織体制 の不良	誤操作・誤判 断、不良行為	自然災害	交通事故	その他	合計
2016	(0)	(4)	(1)	(6)	(0)	(9)	(0)	(20)
2015	0	8	0	5	0	10	1	24
2014	7	9	1	0	0	8	6	31
2013	3	14	2	6	0	16	1	42
2012	2	8	0	6	0	11	2	29
2011	3	8	1	4	2	5	3	26
合計	(15)	(51)	(5)	(27)	(2)	(59)	(13)	(172)

(注) 括弧内は2016年12月末日までの累計件数、速報値のため、変更などがあり得る

表2 定置式と移動中の設備の違い

項目	定置式製造設備	移動中
公共のものに対する距離	保安物件に対する保安距離の確保 火気や火気取扱施設への距離確保	他の車両、通行人、保安物件への距離規制なし（規制すると移動不能）
事故時に対応する者	全従業員の内、事故の規模等により事業所で定められた者	運転者1名（運転時間等により交替運転者を+1名の最大2名）
事故対応資機材	施設の種別・規模に見合った資機材の確保	運搬するガス種によってそれぞれの規則で定められた防災工具等

○交通事故防止に必要な事項

- 無理な運行計画の排除
- 始業点検の確実な実施
- 交通ルールの遵守
- 健康な状態で運転
- 予防運転の励行（早めに点灯等）
- ドライブレコーダーの設置(防衛運転)等

移動中の事故防止を図るには、このような方法による交通事故防止が有効ですが、さらに高圧ガス保安法で定める基準を守ることによって事故防止対策が向上します。

この法律では、一般高圧ガス保安規則第49条、第50条及び液化石油ガス保安規則第48条、第49条にそれぞれ、車両に固定された容器による移動とその他の移動に分けて基準を設けています。

この規則では、車両に固定された容器によ

る高圧ガス移動時の駐車、移動経路、その他の移動時にはこれに加えて容器の積載方法、温度管理、容器の扱い等、運転者自らが主体となって守る基準となっていますが、多くは事業者が運転者に基準に適合している車両等を提供し、運転者が適合していることを確認した後に設備等を活用する基準となっています。

いずれにしても、規則を守るためには、規則の制定主旨を理解し、運転者、事業者がそれぞれの立場でどのように規則を遵守することが、自らの生命を守り、さらには移動経路上の公共のものへの被害軽減に繋がるものであることを理解することが重要です。

このことから、一般高圧ガス保安規則の移動の基準について、表3、4のとおりまとめました。

以上のように一般高圧ガス保安規則をまとめたのは、規則を読むと、これは移動させる

表3 一般高圧ガス保安規則第49条

号数	規則概要	遵守義務者		規則が期待する効果
		事業者	運転者	
1	警戒標の設置	警戒標を設置した車両準備	警戒標の設置を確認	<ul style="list-style-type: none"> • 他の車両への注意喚起 • 危険物質運搬の自覚
2	集結容器の緊結等	基準に適合した車両の準備	緊結等の確認	<ul style="list-style-type: none"> • 事故時の被害軽減化
3, 4	一般複合容器等の移動制限、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器	基準に適合した容器の準備	容器の確認	<ul style="list-style-type: none"> • 容器劣化に起因する事故防止
5	40℃以下の温度管理	基準に適合した車両の準備 運転者教育	温度計の確認 温度管理	<ul style="list-style-type: none"> • 圧力上昇等による漏えい防止・破裂事故防止
6	防波板の設置	基準に適合した車両の準備	基準に適合している車両であることの確認 安全運転の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 液面揺動による事故防止
7	高さ検知棒			<ul style="list-style-type: none"> • 容器頂部の損傷防止
8, 9, 10	容器等とバンパーとの距離			<ul style="list-style-type: none"> • 被追突者となった時のガス漏えい防止
11	突出した附属品損傷防止			<ul style="list-style-type: none"> • 事故時のガス漏えい防止
12	ガラス管液面計等の使用禁止			

13	弁等の誤操作防止措置	基準に適合した車両の準備 運転者教育	札等の確認 弁等操作時に適切に 実施	• 誤操作によるガス漏れ防 止
14	始業, 終業時点検	運転者教育	点検実施	• 事故発生防止
15, 16	防災工具等の携行	車両へ常備	事故時に活用	• 事故時の被害の拡大防止
17	駐車	運転者教育	適切な駐車	• 公共の安全確保
18, 19	移動監視者	適切な運行計画の立案	資格者証の携帯	• 事故時等における対応能 力の確保
20	危険時, 事故時の応援措 置	地防協への入会 名簿の提供	名簿の常備 事故時等に通報	• 事故発生時における被害 拡大防止
21	移動経路等	運転者教育 適切な運行計画の立案	適切な運行の実施	• 事故時の被害拡大防止 • 交通事故防止
22	イエローカード	運転者に交付	活用しやすいように 携行 事故時に活用	• 事故時に公共機関への通 報等に活用し, 被害拡大 防止
23	圧縮水素運送自動車用容 器の温度管理等	基準に適合した車両の準備	温度計の確認 温度管理	• 圧力上昇等による漏えい 防止・破裂事故防止

表4 一般高圧ガス保安規則第50条(第49条と同趣旨の号は省略)

号数	規則概要	遵守義務者		規則が期待する効果
		事業者	運転者	
5	転倒転落防止等による損 傷防止 粗暴な取扱い禁止	運転者教育	容器積載時等に基準 遵守	• 転倒, 転落等によるガス 漏れ防止
6	消防危険物との混載禁止	適切な運行計画の立案 運転者教育		• 漏えい時の被害拡大防止
7	可燃性ガスと酸素との混 載時の弁の向き	運転者教育		• 漏えい時の被害拡大防止
8	毒性ガス容器への木枠, パッキン	運転者へ防災工具等の提供 運転者教育	防災工具等の確認 防災工具等の適正使 用	• 交通事故時等容器への衝 撃時に漏えい防止
11	アルシン及びセレン化水 素移動時の除害措置	運転者へ防災工具等の提供	防災工具等の確認 非常時に防災工具等 の適正使用	• 漏えい時の被害拡大防止

者が守る条文, これは移動する者が守る条文
というように見えてきますので筆者は, 両者
がそれぞれの立場で遵守することにより事故
防止が図れるものと考えます。

移動中の事故は高圧ガス事故を想定してい

ない第三者をも巻き込み, 公共へ大きな影響
を与えることが懸念されます。それだけにこ
の業務に携わる者は, 常に身を引き締めて業
務にいそしんでいきたいものです。

山田孝志 (やまだ たかし)

【愛知県高圧ガス安全協会広報誌「会報」へのコメント】

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

第7回	記事内容のポイント
高圧ガスの 輸入と移動	<p>[1]輸入</p> <p>愛知県における高圧ガス輸入検査申請については、産業保安室のホームページ(高圧ガス保安法関係)に案内を掲載していますので参考にしてください。</p> <p>なお、地方分権改革に伴う高圧ガス保安法の改正により、平成30年度から、陸揚地が名古屋市域内の場合は、申請先が名古屋市長となりますのでご注意ください。</p> <p>[2]移動</p> <p>表1で 2011-2016 の6年間の移動中事故の原因別による分析がされていますが、KHK の高圧ガス事故資料により、その後の 5 年間(2017-2021)についても原因別では交通事故が約 29%と高い割合を占めています。高圧ガスの移動中に事故が発生した場合、昨年9月の東名高速道路上の事故のように、甚大な被害をもたらします。交通法規を遵守するとともに、高圧ガス保安法に係る基準を遵守し、事故防止に向けてなお一層の配慮をお願いします。なお、この事故に関連して「液化石油ガス保安規則関係例示基準」の改正が現在検討されています。</p> <p>表3(一般高圧ガス保安規則第49条), 表4(同第50条)については、本記事の掲載後、地球温暖化係数の低いフルオロカーボンの技術革新に対応するため、「特定不活性ガス」の性能規定化が行われたこと、また水素燃料電池車用の容器に関する改正が行われたこと等により、各号の号数が一部改正となっています。</p>

「環境リスク対策に取り組む事業所のための ヒヤリ・ハット事例集」について

富山県高圧ガス安全協会作成の「環境リスク対策に取り組む事業所のためのヒヤリ・ハット事例集」の転載5回目です。今回は、事例集の第9、10件目の事例を抜き出して掲載しました。

なお、各事例の見方について、富山県高圧ガス安全協会により、以下の注意書きがありましたので、掲載します。

・右肩部には、以下の分類による区分を標記しています。

<状 況> 運転時、受入作業時、充てん作業時、点検修理時、運転開始時、消費時、運搬時、その他

<主な原因> 認知確認ミス、誤操作、誤判断、作業基準不備、教育不備、情報提供不備、劣化・腐食、点検不良、整備不良、設計不良、製作上欠陥、材質不良、検査不良、外部衝撃、施工不良、指揮命令不備

<設 備> ポンプ・圧縮機、反応槽、貯槽、CE、気化器、配管系、容器、計装、計量、防消火設備、除害装置、スタンド、その他

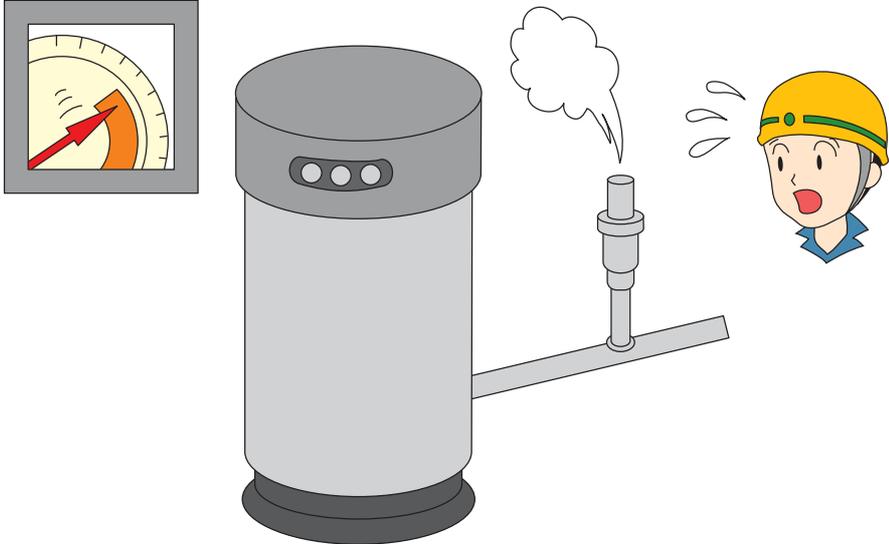
・各事例は、「概要」、「想定事故」、「概略図」、「原因」、「対策」の項目順にまとめています。

転載の許可をいただきました富山県高圧ガス安全協会にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

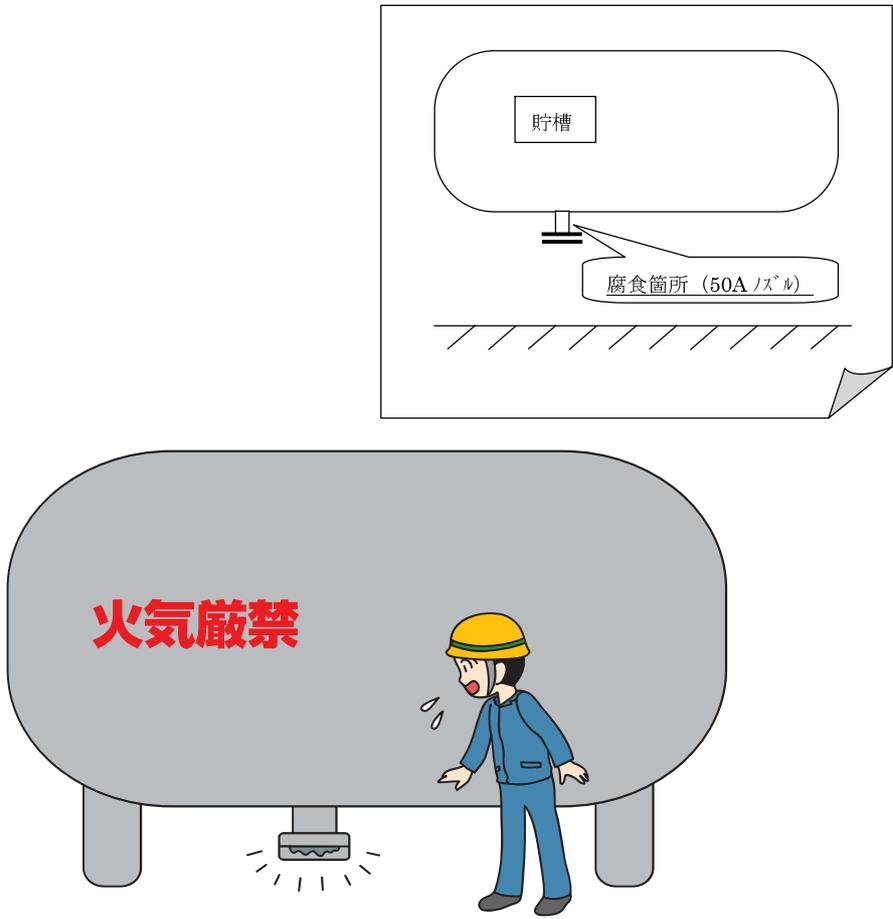


(「環境リスク対策に取り組む
事業所のためのヒヤリ・ハット
事例集」表紙)

【事例9】 蒸気ライン安全弁からの蒸気噴出

<p>概要</p>	<p>LPガス設備の巡回点検中、LPガス蒸発器用の蒸気ラインの安全弁が作動し、放出口から蒸気が噴き出した。</p>
<p>想定事故</p>	<p>噴出蒸気による作業員の火傷</p>
<p>概略図</p>	 <p>The diagram shows a grey cylindrical LP gas evaporator. A horizontal pipe extends from the side of the cylinder, ending in a vertical safety valve. A cloud of white steam is shown being released from the top of the valve. To the right of the valve, a worker wearing a yellow hard hat and a blue shirt is looking towards the steam with a surprised expression. In the upper left corner of the diagram area, there is a small inset image of a pressure gauge with a red needle pointing to a high value on the scale.</p>
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気安全弁が規定圧力以下で作動した。 ・ 蒸気安全弁の定期点検が不十分であった。
<p>対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気安全弁を交換し、定期的に点検する。 ・ 安全弁が作動した場合に備え、蒸気の放出口の高さを安全な位置に変更する。

【事例10】 タンクノズルからのにじみ

<p>概要</p>	<p>パトロール中、危険物タンク付近で臭気がしたので調べてみると、タンク底部のノズル（仕切りフランジ止め）部分から液がにじみ出ているのを発見した。</p>
<p>想定事故</p>	<p>危険物が大量に漏えいした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水系統を通じて公共用水域へ流出 ・引火による火災、爆発
<p>概略図</p>	
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノズルの位置が低く、雨水が滞留して腐食しやすい環境にあった。 ・通常の姿勢ではノズルが見えないため、検査の際に局部的な腐食を見落としていた可能性がある。
<p>対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本設備と同様に腐食しやすい、点検しにくい箇所について一斉点検を実施する。また、パトロールの点検事項に同様の箇所の腐食・漏えいの状況を追加する。 ・腐食による漏えいで重大な災害が発生する可能性があるフランジ等には、雨水進入防止措置を講じる。

〔愛知県防災安全局及び名古屋市消防局からのお知らせ〕

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室
名古屋市消防局予防部規制課

☆☆ 愛知県高圧ガス保安大会について ☆☆

第60回愛知県高圧ガス保安大会を愛知県、名古屋市、一般社団法人中部冷凍空調設備協会、愛知県高圧ガス安全協会、一般社団法人愛知県LPガス協会及び愛知県冷凍設備保安協会の主催で、下記のとおり開催します。

記

日 時	令和5年10月24日(火) 午後1時30分から
場 所	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)大ホール (名古屋市中村区名駅四丁目 4-38)
内 容	第一部 高圧ガス保安関係保安功労者等知事表彰式 第二部 講演 「北海道胆振東部地震の製油所被災状況と南海トラフ巨大地震への備え」 講師: 出光興産株式会社 愛知事業所 安全環境室長 江野本 信 氏 詳細は、愛知県発行のチラシをご参照ください。

☆☆ 愛知県内で発生確認した「事故(災害+盗難・喪失)」の概要☆☆
(令和4年4月～令和5年3月)

注) 今回から液石法の事故は掲載せず、すべて保安法の事故です。No. 40～No. 51が名古屋市内の事故です。

No	状況	人的被害		物的被害	原因
		死者	傷者		
1	バルブユニット配管継手より水素漏洩	0	0	なし	訓練終了後に埋め栓継手を閉め忘れたため
2	三方弁より冷媒漏洩	0	0	なし	三方弁(逆止弁)接合部分のロウ溶接部表面が経年劣化していたため
3	日常点検の際圧縮機のメカニカルシール部からの冷媒ガス(アンモニア)漏洩	0	0	なし	圧縮機メカニカルシール部の給油がされず油膜が切れたため
4	2重管末端部の溶接部からの漏洩	0	0	なし	溶接部の割れによる漏洩(溶接時の施工不良)
5	加圧ポンプからの漏洩	0	0	なし	オーバーホール不良による漏洩
6	冷媒ガス(フロンR407C)の漏洩	0	0	なし	凝縮器の冷却に用いている工程水に含まれる腐食成分を原因として、凝縮器熱交換器中のロウ材腐食によるピンホールより漏洩
7	液化窒素タンク配管の凹み	0	0	配管の変形被害額1,000万	フォークリフトで手前の容器を移動させようとしたとき奥の容器にひっかけてしまい容器が転倒。液化窒素タンクの配管に接触して変形させてしまった。
8	コーン&スレッド継手本体のピンホールより水素漏洩	0	0	なし	継手の製造不良
9	コーン&スレッド継手本体のピンホールより水素漏洩	0	0	なし	継手の製造不良
10	圧縮機の5段シリンダヘッドからの水素漏洩	0	0	なし	低圧水素バッファータンクが閉まっている中28MPaの高圧ガスが流れフランジのガスケットが破断し、漏洩が発生した。
11	誤発進により緊急離脱カブラが機能し、カブラが分離	0	0	なし	充填伝票の受け取り前に車両を発進させたため(誤発進)
12	圧縮機の5段シリンダヘッドからの水素漏洩	0	0	なし	FCV充填中に水素圧縮機室内の固定式ガス検知器がHH警報を発報し自動停止した。水素圧縮機を運転して漏洩箇所の調査を開始し水素圧縮機5段シリンダヘッドからの漏洩を確認した。
13	営業前点検時、カードルから移動式水素ステーションへ接続するフレキシブルホースからの水素漏洩が発生	0	0	なし	フレキシブルホースの使用のたびに根本部分に応力が繰り返し集中し、疲労破壊が発生した。
14	車両にLPG充填ホースを付けたまま発進し、充填ホースのジョイント部が外れた	0	0	なし	充填ホースの誤操作
15	車両にLPG充填ホースを付けたまま発進し、充填ホースのジョイント部が外れた	0	0	なし	充填ホースの誤操作
16	バルク貯槽の交換で配管の取り外し中、出火した	0	0	バルク貯槽施設のフェンスの一部と植栽の一部が焦げた	委託工事が配管を工具切断した際、漏出したガスに引火
17	アルゴンガスプラント(貯槽及び蒸発器)において安全弁の作動不調	0	0	なし	内槽圧力上昇時の手動での圧力制御不備、繰り返し動作による安全弁の不調
18	空冷式チラーが圧力センサー以上により停止、メーカーに依頼し翌日調査したところガス漏れが発覚	0	0	なし	熱交換器の凍結によるガス漏れと考えられる。
19	配管周辺の結露から配管表面から発錆、配管に穴が開き冷媒(R404A)漏洩	0	0	なし	配管腐食

No	状 況	人的被害		物的被害	原 因
		死者	傷者		
20	高速道路において、LPガス容器を輸送中、前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、荷崩れを起こし、当該LPガス容器から漏洩したLPガスが何らかの原因で着火して、引火、炎上したもの。	1	2	あり	LPガス容器の荷崩れ、漏洩、引火、炎上
21	圧縮機からの冷媒漏洩	0	0	なし	水熱交換交換器内配管の腐食した部分からピンホールが生じ、冷媒が漏れ冷水に混入した。
22	充填ホースのノズル側継手部からの水素漏洩	0	0	なし	保守作業中に外部から異物を取りこんだ可能性がある。
23	液化窒素貯槽の充填口ろう付け部より窒素漏洩	0	0	なし	経年劣化
24	冷媒ガス(R22)の配管ピンホールからの漏洩	0	0	なし	冷媒配管のろう付け部が水分などで腐食し、ピンホールが発生した。
25	アセチレン溶断機の酸素ポンペを開放したところ、レギュレーターが破損し出火、周知の収容物を焼損	0	1	周囲の収容物	レギュレーターの破損による出火
26	三方弁より冷媒漏洩	0	0	なし	三方弁(逆止弁)接合部分のろう溶接部表面が経年劣化
27	降雪用冷凍機1機の冷媒漏洩	0	0	なし	フランジ締結部のボルト・ナットゆるみによりガスケットの面圧が低下したことによる冷媒漏れ。微量漏れが継続していた。日常点検では検出できなかった。
28	フォークリフトを売却する際に、買い取り業者にFC用容器を一時的に貸したところ、買い取り業者が容器を紛失	0	0	なし	紛失
29	フレキホースの破裂による水素漏洩	0	0	なし	水素脆化により、フレキホース山部の内側を起点として脆性的に破断、亀裂したと考えられる。
30	充填ホース及び緊急離脱カプラ周辺より水素漏洩	0	0	なし	・FCV充填ノズル:シール部品の消耗・摩耗と思われる(原因未確定) ・緊急離脱カプラ:Oリングのねじれの可能性
31	コールドエンドと接続しているドライブエンドの着霜により、低温異常が発報し設備が停止	0	0	なし	コールドエンドとドライブエンドのカップリング不良(低トルク)により、液化窒素漏洩
32	放出管バルブの凍結の影響により漏洩	0	0	なし	放出管バルブの凍結の影響で漏れが発生した。
33	日常点検の際、液化窒素プラントの液化窒素ガス充填受入口の溶接部に違和感があり確認した結果、配管溶接部に亀裂を発見	0	0	なし	金属疲労による劣化により亀裂が発生
34	窒素CEの受入接手部から窒素漏洩	0	0	なし	継手部の疲労破壊
35	充填工場から液体窒素容器を積載し配送先へ走行中、高さ制限の標識ガードに液体窒素容器の上部が接触し加圧調整器及び液面計(フロート)から漏洩	0	0	液体窒素容器(2本)	配送経路の確認不足 高さ制限の確認不足
36	水素カードル配管の溶接部から漏洩	0	0	なし	経年劣化により水素カードル配管部(溶接部)より漏洩
37	フランジ締結部から漏洩	0	0	なし	温度差によりボルトの伸びが発生しフランジ面に隙間が生じた。
38	配管溶接部のピンホール	0	0	なし	防食材の状態不良により、雨水等が侵入して当該配管の腐食が進行した。
39	急勾配の道路上で、トラック荷台より容器を降ろす際、後方に積んであった容器がバランスを崩し道路上へ15本落下し、その中の50kg容器1本が衝撃によりプロパンガスが漏洩。落下した20kg容器が隣家に駐車していた車に接触しバンパーを破損。	0	0	リアバンパー破損	誤判断、認知確認ミス 急勾配での荷役作業

No	状 況	人的被害		物的被害	原 因
		死者	傷者		
40	水を冷やすための冷凍設備から、冷媒として使用するフルオロカーボンが漏えいしたものの。	0	0	なし	腐食管理不良
41	空調用冷凍設備から、冷媒として使用するフルオロカーボンが漏えいしたものの。	0	0	なし	経年劣化
42	酸素のタンクローリーの運行前点検を実施中、配管から酸素が漏えいしたものの。	0	0	なし	締結管理不良
43	水を冷やすための冷凍設備から、冷媒として使用するフルオロカーボンが漏えいしたものの。	0	0	なし	腐食管理不良
44	空調用冷凍設備から、冷媒として使用するフルオロカーボンが漏えいしたものの。	0	0	なし	腐食管理不良
45	窒素ガスを使用する工場において、脱圧したものと誤認して部品の取り外しを行ったところ、機器内に残った圧力により部品が勢いよく外れ、作業員が母指の付け根を骨折したものの。	0	1	なし	認知確認ミス
46	冷蔵倉庫用冷凍設備から、冷媒として使用するアンモニアが漏えいしたものの。	0	0	なし	シール管理不良
47	窒素の貯槽の受け入れ配管に設置されたフランジ固定ボルトが経年劣化により破断し、窒素が漏えいしたものの。	0	0	なし	経年劣化
48	圧縮塩素を冷却水により液化塩素にする設備において、機器内で漏えいが発生し、冷却水に塩素が混入したものの。	0	0	なし	施工管理不良
49	空調用冷凍設備から、冷媒として使用するアンモニアが漏えいしたものの。	0	0	なし	シール管理不良
50	窒素のタンクローリーの配管に設置された弁の締め付けが弱く、窒素が漏えいしたものの。	0	0	なし	バルブ締付不良
51	高圧ガスの販売所において、冷媒用のフルオロカーボンの容器2本を紛失したものの。	0	0	なし	運搬および保管の管理不足

〔愛知県防災安全局からのお知らせ〕

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

☆☆高圧ガス保安に関する法令等改正について☆☆

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)の関係省令及び告示の一部が改正されました。改正の内容は、下記のとおりです。

1. 改正の概要

- (1) 容器保安規則等の一部改正について(一般複合容器に係る改正等)
- (2) 冷凍保安規則等の一部改正について(冷凍則大臣認定試験者制度の創設等)
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部改正について(「第12次地方分権一括法」による「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲に伴う改正)
- (4) 火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の一部改正について

2. 具体的な改正の内容

(1) 容器保安規則等の一部改正について(一般複合容器に係る改正等)

①概要

現在、一般複合容器について多様化が進んでいること等に鑑み、同容器の区分の新設や容器再検査期間の見直し等が行われました。また、地球温暖化対策の観点から低冷媒の利用が進んで折り、既存のFC容器で対応できないケースがあることから、新たなFC容器の追加等が行われました。

②具体的内容

一般複合容器について新たに「医療用酸素用一般複合容器」としての区分を設け、容器再検査期間を従来の「3年」から「5年」に見直し等を行い、また、温暖化係数の低い冷媒は圧力が高いこともあるため、耐圧試験圧力を6MPaとする新たなFC容器医の類型が追加されました。

(2) 冷凍保安規則等の一部改正について(冷凍則大臣認定試験者制度の創設等)

①概要

経済産業大臣が、品質管理体制が適切である冷媒設備の製造事業者を認める制度を創設し、現行の協会が行う試験に代えて行うことを可能とされました。

②具体的内容

冷凍則第7条第1項第6号ただし書及び第64条第2号ただし書に規定する耐圧試験並びに第64条第1号りただし書に規定する突合せ溶接部の機械試験において、「経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会が行う試験」とあるのを「冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況

により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格した場合は、この限りでない」等に改正されました。

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部改正について(「第12次地方分権一括法」による「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲に伴う改正)

①概要

「第12次地方分権一括法」により、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下「液石法」という。)における都道府県知事の事務・権限を、一部を除き、指定都市の長に移譲されました。

②具体的内容

液石法施行令においては、指定都市の長に係る報告の徴収及び関係行政機関への通報等、経済産業大臣の権限に属する事務の一部を指定都市においては指定都市の長が行うこと等が規定されました。

高圧法施行令においては、高圧ガス保安法の適用を受ける液石法に規定する設備・施設に関する事務について、都道府県知事が行うという規定を削除し、指定都市においては指定都市の長が行うことが規定されました。

(4) 火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の一部改正について

①概要

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の、免状の交付に係る手続について改正されました。

②具体的内容

高圧ガス製造保安責任者免状交付申請書(様式第二)に添える写真について、縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであって、交付申請前六月以内に撮影した無帽、正面上三分身像の無背景のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものに改正されました。また、写真の必要枚数が二枚から一枚に改正されました。

3. 改正の詳細

改正の内容に関しては多岐に渡りますので、詳細については経済産業省の下記のURLを御覧ください。

(1) 容器保安規則等の一部改正について(一般複合容器に係る改正等)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/08/20220802_kouatsu_1.html

(2) 冷凍保安規則等の一部改正について(冷凍則大臣認定試験者制度の創設等)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220912_kouatsu_1.html

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部改

正について(「第 12 次地方分権一括法」による「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」
における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲に伴う改正)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230113003/20230113003.html>

☆☆愛知県高圧ガス移動防災講習会について☆☆

愛知県高圧ガス移動防災訓練は、愛知県及び愛知県高圧ガス地域防災協議会の主催で、例年、実地訓練を実施しています。

令和5年度については、県内の高圧ガス移動防災体制や防災事業所の役割などについて関係者に再認識していただき、高圧ガスの移動に係る事故が発生した時の災害拡大を防ぐことを目的として、例年の実地訓練に代えて講習会を開催します。

記

日	時	令和5年9月26日(火)
		午後1時30分から午後3時30分まで
場	所	愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)大ホール (名古屋市中村区名駅四丁目 4-38)

〔名古屋市消防局からのお知らせ〕

名古屋市消防局予防部規制課

☆☆届出手続きのオンライン化について☆☆

高圧ガス保安法に係る手続きについては、手数料が必要な申請を除き電子申請が可能です。

電子申請の処理完了については、メールにてご連絡します。受付印を押した控えが必要な場合は、従来通り、来庁又は郵送による手続きをお願いします。

詳しくは、以下のページをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000160531.html>



☆☆令和5年度の体制について☆☆

○名古屋市消防局の高圧ガス関係職員(令和5年4月1日現在)

予防部長 中山 茂樹
規制課長 高見澤 光次
保安係長 湯口 紀元
主 任 高木 淳
主 任 青木 秀将
主 任 星野 圭吾
消防士長 酒井 一平
消防士長 田中 裕也
消防士長 一海 浩希

○連絡先

住 所: 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話番号: 052-972-3553

〔協会事務局だより〕

愛知県高圧ガス安全協会の動向

☆ 入会等（令和4年12月1日～令和5年7月末）

令和5年7月末日現在 会員数436社（526事業所）

☆ 社名・事業所名・所在地名等の変更

1. 社名・事業所名の変更

新	旧	電話番号
エア・ウォーター東日本株式会社 竹中高圧事業所 竹中高圧ガスセンター	竹中高圧工業株式会社	052-611-3374 (変更なし)
NR S株式会社 名古屋ケミポート	株式会社NR Sケミカルセンター 名古屋ケミポート	052-611-3021 (変更なし)
NR S物流株式会社	日陸物流株式会社	0567-43-3574
ガスプロダクツ・ロジスティクス 株式会社 名古屋ローリー営業所	西日本エア・ウォーター物流株式会社 名古屋ローリー営業所	052-611-0111 (変更なし)
伊藤ハム米久フーズ株式会社	伊藤ハム株式会社	0532-45-1180 (変更なし)
株式会社トウチュウ 製鋼事業所	株式会社トウチュウ 工業事業所	0569-87-0521 (変更なし)

2. 所在地名等の変更

事業所名	新所在地名	電話番号
豊通エネルギー株式会社	〒450-0002 名古屋市市中村区名駅4-11-27	052-558-2330

☆協会日誌

4/12/8	貯蔵消費部会	於：愛知県産業労働センター+web 会議
13	訓練見直し打ち合わせ	於：愛知県庁会議室
15	CE委員会	於：愛知県産業労働センター
5/ 1/5	協会事務局仕事始め	
5・6・10	関係団体年始挨拶回り	
* 5	東海高圧ガス溶材組合連合会賀詞交歓会	於：金山 ANA ホテルグランコート
12	CE点検報告	於：愛知県防災安全局
24	令和4年度第2回理事会	於：愛知県産業労働センター
26	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター

30	C E委員会	於：愛知県産業労働センター
2/1	名古屋市高圧ガス保安講習会	於：名古屋熱田文化小劇場
13	令和4年度移動防災訓練第3回実行委員会	於：愛知県産業労働センター
16	高圧ガス販売事業所保安講習会	於：名古屋栄ビルディング
3/3	C E委員会	於：愛知県産業労働センター
6	コンビナート部会	於：web会議
8	運輸部会	於：愛知県産業労働センター
10	愛知県高圧ガス保安講習会	於：愛知県産業労働センター＋ライブ配信
16	東海高圧ガス容器管理委員会常任理事会	於：愛知県高圧ガス協同組合
17	高圧ガスC E設置事業所(二種)保安講習会	於：愛知県産業労働センター
24	合同部会・表彰選考委員会	於：愛知県産業労働センター
30	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
4/3	関係官公庁挨拶回り	
4	愛知県新任防災局長、防災部長、産業保安室長来訪	於：協会事務所
11	令和4年度収支決算・会計監査	於：協会事務所
19	令和5年度第1回理事会	於：愛知県産業労働センター
21	C E委員会	於：名古屋国際センター
24	貯蔵消費部会幹事会	於：協会事務所
5/10	広報部会	於：web開催
17	JIMGA 定時総会	於：金山 ANA ホテルグランコート
19	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
24	令和5年度定時総会	於：愛知県産業労働センター
31	広報部会施設訪問	於：メタウォーター下水道科学館あいち
6/6	充てん・容器再検査委員会幹事会	於：協会事務所
15	C E委員会	於：愛知県産業労働センター
16	愛知県高圧ガス地域防災協議会 役員会	於：愛知県産業労働センター
19	東海北陸地域防災協議会連合会事務局会議	於：web会議
22	東海高圧ガス容器管理委員会通常総会	於：愛知県産業労働センター
7/6	愛知県高圧ガス保安大会準備会議	於：(一社)愛知県LPガス協会
7	愛知県高圧ガス保安大会講師依頼	於：出光興産(株)愛知事業所
10	毒性・特材ガス委員会	於：愛知県産業労働センター
13	貯蔵消費部会	於：愛知県産業労働センター
19	運輸部会	於：愛知県産業労働センター
27	水素委員会	於：協会事務所
28	標語選考委員会	於：web会議

注) * 中止

【お知らせ】

◇ 高圧ガス消費事業所保安講習会のご案内 ◇

酸素・アセチレン・炭酸ガス等の高圧ガスを使用する従事者・管理者を対象に、愛知県高圧ガス協同組合殿との共催で下記により保安講習会を行います。高圧ガス事故災害防止のための保安教育の一環としてご利用ください。①、②の2回開催いたしますのでご都合の良い方で受講ください。受講希望の方は、当協会（TEL：052-485-6619）までお問い合わせください。

記

開催日時、開催場所

- ① 令和5年11月9日（木） 名古屋国際会議場4号館 3階 431・432会議室
*定員 140名
- ② 令和5年11月21日（火）刈谷市産業振興センター
*定員 140名
- 受講料 3,000円

◇ 水素ガス製造・消費事業所保安講習会のご案内 ◇

水素ガスの製造・消費・移動・充てん等取扱い事業所の管理者・従事者を対象に下記の保安講習会を行いますので保安教育の一環として、また技術情報収集の機会としてご利用ください。受講者には講習テキストとして当協会発行の令和5年度改訂版「水素ガスの取扱い方」冊子を進呈いたします。受講希望の方は、当協会（TEL：052-485-6619）までお問い合わせください。

記

開催日 令和5年11月16日（木）
場 所 愛知県産業労働センター 9階（907）会議室
および zoom web セミナー（後日配信）
定 員 会場：30名、web：50名 合計80名
受講料 会員 5,000円 非会員 7,000円

◇ 令和5年度下期「保安係員」義務講習のご案内 ◇

令和5年度下期「保安係員」の義務講習を下記の通り実施します。
講習はオンラインで行われ、インターネット申し込みとなりますが、講習用図書の注文は、従来通り当協会でお願ひします。（図書の会員割引があります。）

記

講習日 令和6年2月9日（金）～3月1日（金）の間に14時間以上のオンライン講習受講

受付期間 インターネット申込み：令和5年11月7日（火）～11月28日（火）まで

講習申込 高圧ガス保安協会ホームページ：<https://www.khk.or.jp> よりお申込みください。
・講習に関するお問合せ先：高圧ガス保安協会中部支部（TEL：052-221-8730）

※講習用図書のご注文は、従来通り愛知県高圧ガス安全協会のホームページ：
<http://anky-aichi.jp/> 「図書のご案内」からお願ひします。
電話等（TEL：052-485-6619 FAX：052-485-6634）でも承ります。

◇令和5年度下期「丙種化学（特別）講習・検定」のご案内◇

令和5年度下期丙種化学（特別）講習・検定が下記の要領で行われます。
講習はオンラインで行われ、インターネット申し込みとなりますが、講習用図書（法規集、テキスト、問題集等）の注文は、従来通り当協会でお願ひします。

記

- 講習日 令和6年1月17日（水）～2月7日（水）の間に21時間以上のオンライン講習受講
検定試験 令和6年2月25日（日）。（講習を受講しないと検定は受けられません。）
受付期間 インターネット申込み：令和5年11月7日（火）～11月28日（火）まで
講習申込 高压ガス保安協会ホームページ：<https://www.khk.or.jp> よりお申込みください。
・講習に関するお問合せ先：高压ガス保安協会中部支部（TEL：052-221-8730）

※講習用図書のご注文は、従来通り愛知県高压ガス安全協会のホームページ：
<http://anky-aichi.jp/>「図書のご案内」からお願ひします。
電話等（TEL：052-485-6619 FAX：052-485-6634）でも承ります。

◇当協会会報誌への寄稿募集のご案内◇

当協会広報部会では、会報誌にシリーズで掲載しております「私の趣味」、「随筆」に関する寄稿を会員の皆様から募集いたします。

内容については、特にジャンル等を問いません。字数等を下記に記しますので奮ってご応募いただきますようお願いいたします。詳細については、当協会事務局（TEL:052-485-6619 メールアドレス：a-ka@chive.ocn.ne.jp）までお問い合わせください。

記

<標準的内容>

字数 44字×42行（1頁分程度）の2～4頁程度

掲載写真のスペースも含めた頁数です。

文については、ワードかエクセルで作成いただくようお願いいたします。

また、寄稿文には、タイトルを付けていただくようお願いいたします。

以上

☆ 令和4年度

超低温液化ガス製造消費設備（CE）の保安点検指導結果 ☆

当協会の点検指導部会が実施しました保安点検指導結果は次の通りです。会員皆様の保安点検の参考にしていただければ幸いです。

1. 【点検を実施した超低温液化ガス貯蔵消費設備「第二種製造設備（CE）」の基数】

1) ガス内容	(昨年)		
➤ 液化酸素設備	… 106 基 …	27%	(94 基)
➤ 液化窒素設備	… 242 基 …	61%	(201 基)
➤ 液化アルゴン設備	… 47 基 …	12%	(35 基)
合計	395 基 …	100%	(330 基)

休日点検について

ガスを使用しない休日は、日常点検を省略しても良いが、ガスを使用する休日は、日常点検を実施すること。

2. 【保安管理関係】

1) 「日常点検について：**不備**」() 内は、昨年の件数

	点検記録簿	1日3回点検実施
➤ 液化酸素設備	「無し」 2 基 (2 基)	「していない」 4 基 (2 基)
➤ 液化窒素設備	「無し」 3 基 (6 基)	「していない」 7 基 (10 基)
➤ 液化アルゴン設備	「無し」 0 基 (0 基)	「していない」 2 基 (1 基)

※一般高圧ガス保安規則**第6条第2項第四号**に定められています。

2) 「保安教育の実施状況：**不十分**」() 内は、昨年の件数

安全協会の講習：無し／外部講習受講：無し／事業所内講習：無し／資料・実施記録：無し

➤ 液化酸素設備	65 基 (61 基)	66 基 (69 基)	34 基 (35 基)	32 基 (37 基)
➤ 液化窒素設備	172 基 (137 基)	170 基 (167 基)	70 基 (84 基)	74 基 (86 基)
➤ 液化アルゴン設備	27 基 (17 基)	28 基 (22 基)	10 基 (12 基)	11 基 (12 基)
合計	264 基 (215 基)	264 基 (258 基)	114 基 (131 基)	117 基 (135 基)
全体の	66.8%が無し	66.8%が無し	28.9%が無し	40.1%が無し

※高圧ガス保安法第27条に定められています。「**従業者に保安教育を施さなければならない。**」

3) 「作業責任者及び同代理者の有資格者の状況」

有資格者2名選任の事業所	100 事業所 (66)
有資格者1名選任の事業所	165 事業所 (140)
有資格者0名選任の事業所	121 事業所 (120)

「設備保安点検記録表」(CE 定期自主検査記録表)の右のページの下欄外に記入する項目が有ります。

※作業責任者の資格と職務について：**「CEに関する基準類」**の8ページを参照して下さい。

※作業責任者・同代理者の移動が有っても有資格者を常に2名以上確保することを目標に計画的に高圧ガス保安協会が行う「**特定高圧ガス取扱主任者の講習(液化酸素)**」を受講・受験して下さい。(保安教育の一環として)

※作業責任者等の異動が有った場合でも官庁へ届出義務は無くなりましたが、〇〇年△△月□□日に☆☆☆さんから×××さんへ変更した旨を記録に残して下さい。

※設備台帳の定期検査、修理等の記録の用紙等に記録

※高圧ガス保安法は、**自主保安が基本**になっています。「自主保安の推進」は作業責任者の重要な職務の1つとして、安全の遂行をお願い致します。

※設備の定期自主検査に作業責任者又は同代理者(立会者)が立会い記録表の記名欄に記名・捺印して、その下の欄外に作業責任者及び同代理者の欄に氏名と資格を記入して下さい。

3. 保安点検時の指導事項及び依頼事項 ()内は、今年の件数

- | | | |
|----------------|------------|---|
| 1) 標識等 | …63 (28) 件 | ローリー停車位置明示無し(不明瞭)、明示消失、緊急連絡先の責任者未変更、文字が読めない、掲示がない |
| 2) 消火設備 | …11 (7) 件 | 定期検査未実施、消火能力不足、未設置 |
| 3) 外観検査 | …32 (27) 件 | 錆、塗装の劣化、蒸発器溶接部の割れ、配管変形、施設柵損傷 |
| 4) 気密検査 | …5 (6) 件 | グラウンド漏れ、弁類の外部漏れ |
| 5) 断熱性能 | …5 (4) 件 | 真空度不良、真空測定端子破損 |
| 6) 圧力計 | …0 (1) 件 | |
| 7) 液面計 | …0 (3) 件 | |
| 8) 電気設備 | …5 (3) 件 | 接地抵抗不良 |
| 9) バルブ作動 | …0 (2) 件 | |
| 10) 緊急設備 | …48 (23) 件 | 予備電池無し、懐中電灯破損、拡声器故障 |
| 11) 緊急遮断装置機能作動 | …0 (1) 件 | |

4. 日常点検について：「**CCEに関する基準類**」平成26年 2月 改定版を参照して下さい。(愛知県高圧ガス安全協会発行)

5. 保安教育について：「**CCEに関する基準類**」の10ページの「保安教育計画」の例と11ページの「保安教育実施記録」の例を参照して下さい。

MEMO：

愛知県高圧ガス安全協会 発行テキスト・図書類の紹介

図 書 名	発 行 年	備 考
一般高圧ガスに関する製造許可申請等手続の案内	平成19年	
一般高圧ガスに関する販売事業届等手続の案内	平成22年2月	
高圧ガス消費基準(液化塩素)	平成13年	
高圧ガス消費基準(特殊ガス)	平成22年2月	
高圧ガス消費基準(特殊ガス) 日常点検実施マニュアル	平成27年2月	
毒性ガス消費基準(小口消費事業者用)	平成24年3月	
高圧ガス容器再検査基準	令和元年11月	
CEに関する基準類(規範) (第一種製造事業所)	平成29年2月	
CEに関する基準類 (第二種製造事業所)	平成26年2月	
CE設置事業所における危害予防規程(規範)	平成30年9月	
酸素・アセチレン・炭酸ガスの取扱い方	平成12年	
圧縮空気取扱い方	平成8年	
水素ガスの取扱い方	平成19年	令和5年11月改訂予定
高圧ガス保安講習会テキスト (コールド・エバポレータの取扱い手引き)	令和5年3月	
高圧ガス保安講習会テキスト (酸素・窒素・アルゴン及び炭酸ガスの安全マニュアル)	平成18年2月	
高圧ガス移動監視者等再講習テキスト	令和3年8月	

■ 新版発行

編集後記

- ☆ 巻頭言では、経済産業省 中部近畿産業保安監督部 成瀬保安課長より高圧ガス保安活動促進週間の趣旨について解説頂くとともに、関係各所新任の方々にご挨拶を頂戴しました。
- ☆ 5月に開催された愛知県高圧ガス安全協会令和5年度定時総会では、令和5年度協会長表彰の授与式が行われ、長年に亘って高圧ガスの保安確保のため日夜尽力された方々が表彰されました。受賞された皆様、おめでとうございます！また、この総会をもって新会長になられた丸本悦造様から新任挨拶を頂戴しました。丸本様、今後とも当協会をよろしく願いいたします。この他、JAXA 広報部特任担当役 宮里光憲様に「液体ロケットの歴史と今後の宇宙開発」と題したロケットエピソード満載の大変興味深い特別講演を頂きました。
- ☆ 事業所訪問では、新東工業株式会社豊川製作所を紹介させて頂きました。新東工業(株)様は一宮事業所と大崎事業所が会員なのですが、豊川製作所にある技能安全研修センターの評判が高いことから特にお願いをし取材をさせていただきました。
- ☆ 施設訪問では、「メタウォーター下水道科学館あいち（愛知県下水道科学館）」を取材させて頂きました。私たちの暮らしを支えている「下水道」について、展示物や体験型の機器があり、大人も子供もその仕組みや働きを中心に楽しく学べる施設になっています。対応頂いた小松様（メタウォーター下水道科学館あいち）には改めて感謝申し上げます。
- ☆ 随筆では、安全協会の活動に長い間関わってこられた宮地様に「和菓子」について語っていただきましたが、あまりにも話題が豊富で1回の掲載では収まりきらないということで、本号と次回会報152号との2回シリーズで掲載させていただきます。
- ☆ 最後に、当協会は今後も変わらず高圧ガスに携わる皆様にとって有益な情報を適宜掲載していきたいと思っております。引き続きのご愛読よろしく願いいたします。

第 151号

発行日 令和5年9月20日

発行者 愛知県高圧ガス安全協会 広報部会

〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4-38

愛知県産業労働センター17階

TEL (052) 485-6619 FAX (052) 485-6634

E-mail : a-ka@chive.ocn.ne.jp

HP : <http://ankyo-aichi.jp/>

ガスの保安には コスモスの検知部、検知器を!

COSMOS



無線ガス 検知部

KD-100/KD-101
シリーズ

- 耐圧防爆構造
- 本質安全防爆構造

1

ケーブルレスで イニシャルコストを削減

工業用無線規格「ISA100.11a」を採用。
信号配線が不要です。

2

「外部電源式」と「電池電源式」 をラインアップ

さまざまなガス種と用途に対応したラインアップ

外部電源式
KD-100A/B/M

可燃性ガス*

毒性ガス*

無線変換器
KD-100Mのみ

電池電源式

KD-100D/O/R

一酸化炭素

硫化水素

酸素

可燃性ガス
(メタン・プロパン)

*KD-100Mを除く

1

4種のガスを 同時検知・同時表示

2

センサ寿命2年

検知対象 ※4ガス、3ガス、2ガスタイプから選べます。

可燃性
ガス

硫化水素

一酸化
炭素

酸素

+

温度

マルチ型 ガス検知器 XA-4000IIシリーズ



■ 本質安全防爆構造

■ 防水・防塵構造 (保護等級IP67相当)

1

配管などからの ガス漏れ箇所をすばやく探知!

2

LCD画面搭載で 電池残量や対象ガス名など、 機器の状態が一目でわかる。



可燃性ガス 探知器

XP-702III

■ 高圧ガス保安協会検定合格品
(XP-702III-B)

さまざまなガス種に対応します!

可燃性 ガス	水素、アンモニア、プロパン、ベンゼン、アセチレン、EO、エチレン、プロピレン、エタン、ブタジエン、ジクロルエタン	フロン	R22、R32、R404A、R407C、R600a(i-B)、410A、R134a
-----------	--	-----	---

※その他ガス種についてはお問合せください。



新コスモス電機株式会社

本社 ■ 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中2-5-4 TEL(06)6308-2111

URL www.new-cosmos.co.jp

東日本営業部 ■ TEL(03)5403-2703
東京 ■ TEL(011)231-1101
札幌営業所 ■ TEL(022)295-6061
仙台営業所 ■ TEL(025)365-1390
新潟営業所 ■ TEL(054)255-1901
静岡営業所 ■ TEL(048)643-1223
北関東出張所 ■ TEL(043)209-1650
千葉出張所 ■ TEL(045)473-6451
神奈川出張所

中部営業部 ■ TEL(052)951-2650
中北陸営業所 ■ TEL(076)234-5611
西日本営業部 ■ TEL(06)6308-2111
関西 ■ TEL(086)435-5087
岡山営業所 ■ TEL(082)568-2800
広島営業所 ■ TEL(092)431-1881
九州営業所 ■ TEL(077)526-8222
京滋出張所 ■ TEL(079)225-8965
姫路出張所